

学則変更の趣旨等を記載した書類

— 目次 —

ア. 学則変更（収容定員変更）の内容	2
イ. 学則変更（収容定員変更）の必要性	2
ウ. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容	4
(ア). 教育課程の変更内容	4
①基盤科目	7
②専門基盤科目	7
③専門科目	8
④保健師教育課程科目	9
⑤助産師教育課程科目	9
⑥養護教諭一種教育課程科目	9
(イ). 教育方法及び履修指導方法の変更内容	10
①教育方法	10
②履修指導方法	11
1) ホームルーム及び個別面談による履修指導	11
2) 学年担任制度	12
3) シラバス・「学生のしおり」の作成	12
(ウ). 教育組織の変更内容	12
(エ). 大学全体の施設・設備の変更内容	13
【添付資料】教育課程等の概要	16

学則変更の趣旨等を記載した書類

ア. 学則変更（収容定員変更）の内容

獨協医科大学看護学部（以下、本学部と記載）の学生定員は、現在、入学定員 95 名、3 年次編入学定員 10 名で収容定員 400 名となっているが、令和 6（2023）年度より、本学部の入学定員を 95 名から 145 名に変更することとする。なお、3 年次編入学定員は、従来通り 10 名とする。これにより、収容定員は 400 名から 600 名となる（表 1）。

また、学則変更（収容定員変更）に併せて、現状の看護師教育課程及び保健師教育課程に加えて、助産師教育課程、養護教諭一種教育課程を新設する。教育課程の変更に伴い、本学部の目的を「看護の実践で貢献し、看護学分野の教育者・研究者としての基礎的能力を備え、広く社会一般の人々から信頼される看護職者を育成すること、併せて看護学の発展に寄与すること」から、「看護の実践で貢献し、看護学分野の教育者・研究者としての基礎的能力を備え、広く社会一般の人々から信頼される看護職者及び養護教諭を育成すること、併せて看護学の発展に寄与すること」へと変更する。

なお、看護師教育課程は全学生（145 名）が履修することとし、保健師教育課程及び助産師教育課程を選抜制、養護教諭一種教育課程を選択制とする。各教育課程の定員は、保健師教育課程は 100 名、助産師教育課程は 10 名、養護教諭一種教育課程は 45 名とする（表 2）。従って、入学定員 145 名全員が「ダブルライセンス」の取得が可能となる。

【表 1 入学定員・収容定員変更】 (単位数：名)

	入学定員			収容定員		
	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減
看護学部	95	145	+50	400 (3 年次編入学 定員 10)	600 (3 年次編入学 定員 10)	+200

【表 2 各教育課程の定員】 (単位数：名)

	定員			
	看護師教育課程	保健師教育課程	助産師教育課程	養護教諭一種教育課程
看護学部	145	100	10	45

イ. 学則変更（収容定員変更）の必要性

獨協医科大学（以下、本学と記載）は、昭和 48（1973）年の設立以来、①人間性豊かな医師及び看護職者の育成、②能力の啓発に重点を置く教育方針、③地域社会の医療センターとしての役割の遂行、④国際的交流に基づく医学・看護学研究という建学の理念に基づ

き、患者及びその家族、医療関係者をはじめ、広く社会一般の人々から信頼される医師および看護職者を養成・輩出している。本学部は、平成 19 (2007) 年に開設し、患者及びその家族、医療関係者をはじめ、広く社会一般の人々から信頼される看護職者を養成するという教育理念の下、専門職業人として成長するための基礎的な能力を養成することを目的として看護師並びに保健師を養成している。平成 23 (2011) 年には、助産師数の低迷や就業者の高齢化が課題となっている栃木県（以下、本県と記載）並びに近隣県からの要望を受けて助産学専攻科（入学定員 10 名）を併設し、助産師の養成を行っている。本県では、本学を含め、4 つの看護系大学において看護師、保健師、並びに助産師（助産師養成は本学専攻科を含め 2 つの大学）の看護職者を養成している。県の設置する看護系大学をもたない本県において、本学には看護職者の養成の拠点となることが期待されている。本学部の卒業生は、90%以上が看護師並びに保健師として本県内を中心に全国の病院施設等の保健医療福祉関係機関や自治体に就業し、人々の健康の維持増進や健康課題の解決に貢献している。

他方、わが国は、社会の高齢化の進展に伴い、老年世帯や独居高齢者、また、慢性疾患や身体障害を有しながら地域社会において生活する人々も増加している。一方で、産業構造の変化や経済活動のグローバル化、情報化社会への移行、さらには、コミュニティーの脆弱化や核家族化の進展、生活スタイルの変化等により、いわゆる「ストレス社会」が到来し、その影響により、生活習慣病や精神疾患を有する人々も増加している。近年では、大規模自然災害や感染症による健康被害も深刻化し、人々の健康や生活に大きな影響を及ぼしている。また、高度急性期医療の発展や医療機関の機能分化により早期に在宅への移行が可能となり、住み慣れた地域社会において自分らしく安心して生きることへのニーズも高まっている。すなわち、国民の健康や生活に対する認識は変化しており、健康の保持・増進並びに健康課題の解決に向けた保健医療福祉の取り組みに対するニーズは多様化している。本県に目を転じれば、保健医療福祉関連の現状として、年齢別人口は 15 歳未満が 11.6%、65 歳以上が 30.1%（75 歳以上 15.0%）であり、高齢化・少子化が一層進展している（【資料 1】栃木県毎月人口調査報告書（2022 年））。また、県北部や東部の市町村（6 市町 10 地域）では過疎化の進展も課題となっている。これらへの対策として、平成 30 (2018) 年 3 月に「栃木県保健医療計画（第 7 期）」【資料 2】が策定され、保健医療福祉に関する種々の施策が実施されている。

看護職者の状況として、本県においては、人口 10 万人あたりの就業看護師数は 915.7 人（47 都道府県中 40 位）、就業保健師数は 50.1 人（47 都道府県中 30 位）、就業助産師数は 28.7 人である（【資料 3】令和 2 年衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況（厚生労働省））。就業看護職者の増加傾向は見受けられるものの、全国からみると少なく、就業助産師及び就業看護師数は全国値を下回っている状況は継続している。一方で、本県における正規雇用看護職者の離職率は 10.7%（2021 年の調査では 10.1%）、新卒採用者離職率は 14.3%（2021 年の調査では 15.0%）である（【資料 4】2022 年病院看護実態調査（日本看護協会））。これらを背景として、栃木県看護協会並びに獨協医科大学病院、獨協医科

大学埼玉医療センター、獨協医科大学日光医療センターの 3 つの関連病院から賛同書が提出されており、医療現場の看護師不足解消のため、早期の人材養成の期待が寄せられている【資料 5】。

以上を鑑みれば、本県はもとより、わが国において、人々のニーズに適切に応え、健康の保持・増進並びに健康課題の解決に向けた保健医療福祉を実現するためには、看護職者の養成と確保は喫緊の重要課題である。この課題に対して、本学部において看護職者を養成することは、本学の社会的責務と考える。

他方、現在の学校現場においては、いじめや暴力、不登校やひきこもり、貧困等への対応に加え、アレルギー疾患や身体疾患、発達障害や精神疾患を有する児童・生徒に対する心身のケアが求められている。児童・生徒の心身の健康上の課題が多様化・複雑化する中で、一人一人の教育ニーズに即した教育を実践し、教育の質を担保するために、児童・生徒の心身の健康の保持増進や発達の促進、健康上の課題の予防や早期発見、緊急時の対応や健康上の課題に対するケアに加え、「チーム学校」の一員として学校・家庭・地域・関係機関や関係職種と連携・協働しながら児童・生徒の健康上の課題に適切に対応できる実践力と指導力を備えた養護教諭が求められている。また、新型コロナウイルス感染症等の感染症に適切に対応できることも、養護教諭としての重要課題となっている。令和 3(2021)年現在、養護教諭一種教育課程を有する看護系大学は 85 校と増加傾向を示しているが、本県内には 1 つの大学のみとなっている。したがって、多様化、複雑化する児童・生徒の健康上の課題に適切に対応できる専門的な知識・技術を有し、実践力と指導力を備えた養護教諭を本学部で養成することも、本県をはじめとするわが国の課題やニーズに応えるものであり、社会的責務と考える。

本学部卒業生の動向を見ると、直近 5 か年において、助産師や養護教諭一種を目指して 3%から 10%前後が助産学専攻科や養護教諭特別別科等の養成校へ進学している。また、卒業後は看護師として、または、保健師として就業して実務経験を積み、その後、助産師や養護教諭一種を目指して進学する卒業生も少なからずいる。すなわち、本学部生並びに卒業生は、生活経験や学修経験を通じて、看護師や保健師、助産師、養護教諭一種と、看護専門職としての多様なキャリアをデザインし、キャリアビジョン・キャリアプランを有することが特長といえる。延いては、本学部への入学を希望する受験生・高校生にも看護専門職としての多様なキャリアビジョン・キャリアプランを有する可能性も推測される。そこで、看護専門職としての多様なキャリアを自らの意思で選択できる教育課程を設置することで学修機会を提供することは、看護専門職を養成する本学部の責務と考える。

ウ. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

（ア）教育課程の変更内容

今回の学則変更（収容定員変更）に際して、本学部の社会的責務として、本県をはじめとするわが国の課題やニーズに応えるために、看護師教育課程、保健師教育課程に加えて助産師教育課程並びに養護教諭一種教育課程を設置し、看護師国家試験資格、看護師国家

試験資格と保健師国家試験資格、看護師国家試験資格と助産師国家試験受験資格、看護師国家試験資格と養護教諭一種免許の取得を可能とする教育課程とする。また、令和5(2023)年度に看護学研究科博士後期課程を新設したことから、本学部における教育と看護学研究科における教育との連続性・段階性の中で「自律した看護職者」の養成に向けた教育課程とする。

本学部は現在まで、「患者及びその家族、医療関係者をはじめ、広く社会一般の人々から信頼される看護職者を育成する」を教育理念とし、①早期体験実習を通して支援を必要とする人々の生活の実際を学ぶ、②看護専門職者に必要な主体的に学ぶ力を身につける、③高度先進医療を提供する大学病院で最新の知識や技術を学ぶ、④医学部との合同講義・実習でチーム医療を学ぶ、の4点を特色とした看護学教育を行っており、確かな実績を積み上げている。今回の収容定員増員並びに教育課程の変更に伴い、教育理念、教育目標、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）を次のように定めた。

【教育理念】

社会から信頼され、地域社会及び地域の人々の健康課題の解決並びに保健医療福祉の質の向上に貢献していくために、自己教育力を基盤とし、看護実践力を高めながら看護専門職としてのプロフェッショナリズムを醸成し続けられる自律した看護専門職者を養成する。

【教育目標】

(1) 自己を教育する力を養成する。

自己の学修や生活経験に基づく学びを言語化し内省することにより、自律して生涯を通して学び続ける能力を養う。

(2) 看護の実践力を養成する。

あらゆる人々の看護に必要な知識・技術を身につけ、根拠に基づいた看護を実践する能力を養う。また、生活に関わるすべての人および保健医療福祉メンバーと協働する能力を養う。

(3) プロフェッショナリズムを涵養する。

人々の尊厳を擁護し意思決定を支える看護を実践する能力を養う。また、グローバルな視野で多様性を尊重するとともに、自らの役割を認識し、地域や国際社会に貢献できる能力を涵養する。

【ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）】

本学部の所定の科目を履修して卒業に必要な単位を修得した上で、以下の5つの能力を有すると判断される者に卒業を認め、学士（看護学）の学位を授与する。

(1) 探究心を持ち、自己を教育し続けることができる。

- (2) 科学的思考を備え、根拠に基づいた看護を実践できる。
- (3) 自らの役割と責任を理解し、人々と協働できる。
- (4) プロフェッショナルリズムを身につけ、倫理的行動をとることができる。
- (5) グローカルな視野で、多様性を尊重することができる。

【カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）】

《教育課程の編成》

- (1) 教育理念を構成する「自己教育力」を基軸とし、「看護実践力」と「プロフェッショナルリズム」を統合・発展させながら、教育理念を実現するためのカリキュラムを編成する。
- (2) 「基盤科目」「専門基盤科目」「専門科目」を、連続性・階層性をもって配置する。
- (3) 「基盤科目」は、人間の理解に重点を置く「人文科学」「自然科学」「社会科学」に関する科目、生涯学び続ける力の基盤となる「アカデミックスキル」に関する科目を配置する。
- (4) 「専門基盤科目」は、人間の成長と発達、社会のしくみ、健康障害と治療を理解するための「健康」に関する科目、根拠に基づく看護実践の基盤となる「看護」に関する科目を配置する。
- (5) 「専門科目」は、看護の知識と技術を統合するための「実践」に関する科目、研究やキャリア発達、専門性を深化させる「発展」に関する科目を配置する。
- (6) 卒業後の多様なキャリアへの対応を可能とするために、看護師教育課程、保健師教育課程、助産師教育課程、養護教諭一種教育課程を設置する。

《実施の方針》

- (1) 自己の学修成果や課題を明確にするため、授業内で自己を客観的に振り返る時間を提供する。
- (2) 能動的学習を支援するため、アクティブラーニングやICTを活用した授業を展開する。
- (3) 主体的・創造的学習を支援するため、少人数グループでの演習・実習により学生間で学びあう機会を提供する。
- (4) 看護専門職者としての態度や役割を学ぶため、多職種と連携した実習や医学部との合同授業を行う。
- (5) あらゆる人々への看護に必要な実践力を習得するため、高度医療を提供する3つの大学病院や地域に密着した保健医療福祉施設で実習を行う。
- (6) 看護専門職者として自律していくため、段階的に自らのキャリアをデザインする機会を提供する。
- (7) 学修成果の評価は、授業の進度に合わせてシラバスに明示された到達目標と成果を測る小テスト・定期試験・レポート課題・実習記録に加え、グループワークや授業への参加状況等を含め、多様な方法で総合的に行う。

上述した教育理念、教育目標、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づき、学則変更（収容定員変更）前の教育課程を基盤とし、新たな教育課程として「基盤科目」、「専門基盤科目」、「専門科目」に整理し、連続性・階層性をもって配置した。なお、保健師教育課程科目、助産師教育課程科目、養護教諭一種教育課程科目は、選択科目及び自由科目として配置した。

①基盤科目

基盤科目は、人間の歴史と文化に関する知識を深める「人文科学」、自然現象及び自然現象そのものの法則を探求する「自然科学」、社会現象を実証的方法によって分析し、その客観的法則を学修する「社会科学」に関する科目を配置した。「アカデミックスキル」では、外国語科目の必修科目として『コミュニケーション英語』、『医療英語』を配置し、対象とのコミュニケーションに必要な英語力の修得を目指すほか、選択必修科目として『中国語』、『韓国語』、『フランス語』、『ドイツ語』の多様な第2外国語を配置し、それぞれの文化圏における人々の生活、ものの見方、考え方の違いを知り、人間の多様性について学修する。また、教育の理念、歴史及び思想について学修する『教育原論』、情報機器の操作、コンピュータの基本的操作や統計処理技術を学修する『情報リテラシー』、基礎的な統計学的手法を学修する『統計学』、大学で学修するために必要な技能を学び、主体的に学修することを身につける『アカデミックスキル基礎』、『アカデミックスキル応用』を設け、生涯に渡り学び続ける力・自己を教育する力の基盤となる科目群とした。

②専門基盤科目

専門基盤科目は、人間の成長と発達、社会のしくみ、健康障害と治療について理解する「健康」に関する科目、根拠に基づく看護実践の基盤となる「看護」に関する科目を配置した。「健康」に関する科目では、『人体の構造Ⅰ・Ⅱ』、『人体の機能Ⅰ・Ⅱ』、『生化学』で疾病の成り立ちについて理解する前提となる人体の構造と機能、日常生活の営みを支える看護に必要な人体の構造と機能について根拠となる知識を学修する。『発達心理学』では、発達段階における特徴を概観し、人生における発達過程と課題について理解を深める。『病理学』では疾病の原因と成り立ちの理解、『微生物学』では微生物の特徴を学び、それによって生ずる病態、宿主の防御機構、感染対策について学修する。

『薬理学』では作用機序や薬物動態、禁忌、薬物相互作用など基本的な薬物に関する知識、『臨床栄養学』では、人間の成長発育や生命維持に必要な各種栄養素の種類と代謝について学修する。また、『病態治療内科学』、『病態治療外科学』では代表的な疾患に対する診断のための検査や診断基準、主な治療法を学修し、『臨床検査』で診断・治療過程における臨床検査の目的・方法と異常値が発生するメカニズムについて学修する。さらに、『公衆衛生学』では公衆衛生の歴史的変遷や社会変容に伴う公衆衛生活動のあり方について、『社会保障論』では社会保障制度の成り立ちと基本的な制度・政策、『保

『健医療福祉行政論』では保健医療福祉制の行政・財政の理念と仕組み、地域保健活動の根拠となる法律、制度、政策の動向について、『多職種連携論』では保健医療福祉分野におけるチームアプローチの必要性と各専門職者の役割・機能について学修し、健康支援と社会保障制度の理解と知識を深めていく。一方、「看護」に関する科目では、疾病を持ち様々な健康レベルの人々を対象とした看護の展開を図るために、各領域の専門知識・技術を学修しつつ、横断的に学修の深めることができるように科目を配置した。

「基礎看護学」では、看護実践の基盤となる知識・技術・理論とその活用、看護実践・研究上の倫理的課題を学び、看護観を醸成する科目を配置した。「成人看護学（急性期及び慢性期）」、「高齢者看護学」、「地域・在宅看護学」、「精神看護学」、「母性看護学」、「小児看護学」、「公衆衛生看護学」はそれぞれ2科目ずつ配置し、それぞれの主要概念、特徴、取り巻く環境と健康及び疾病との関係、看護技術等を学修する。また、『医療安全』で安全に医療を提供するための組織としての取り組みと、看護における安全対策についての知識と技術を学修する。

③専門科目

専門科目は、看護の知識と技術を統合するための「実践」に関する科目、研究やキャリア発達、専門性を深化させる「発展」に関する科目を配置した。「実践」に関する科目は、看護学の専門領域における実習科目を配置した。看護実践力を高めながら看護専門職としてのプロフェッショナリズムを醸成し続けられる自律した看護専門職者を育成するため、1年次から4年次まで段階的に看護学実習を行う。1年次の『コミュニティヘルスインターンシップ（CHI）』では、インターンシップを通し看護専門職者として自己を形成していく動機づけを行い、『看護学基礎実習』で日常生活援助を通して患者－看護者関係を形成する基礎的能力を修得する。2年次では、『日常生活援助実習』で看護の対象を統合体として理解し、必要かつ適切な看護を実践するための基礎的能力を養い、『多職種連携実習』で各専門職者及び看護職者の役割と多職種連携・協働について実践的に理解する。また、『高齢者看護学実習』、『小児看護学保健実習』でそれぞれの対象となる人とその家族について、生活の質の維持・向上、健康の保持・増進に必要な看護実践能力を養う。さらに、『看護統合実習』において領域別実習で身につけた知識と技術を統合して、実務に沿った看護実践を行うことで保健医療福祉チームの一員としての自覚を養う。4年次では、これまで培ってきた看護の実践能力を踏まえ、総合的な看護実践能力を高め、課題の探求を通して看護専門職としての発展と方向性を見出す『課題探究実習』を行う。「発展」に関する科目は、1年次より履修した諸科目での学びを統合的に深め、多様な場面における看護を多角的かつ客観的に捉え、看護専門職者に必要な主体的に学ぶ力を身につけるための科目を配置した。『国際看護学』ではグローバル（Glocal）な視点で多様な価値観や文化を持つ人々への支援のあり方を学び、『看護管理』では保健医療活動の中での看護の役割と機能について学修する。看護研究の意義と必要性を理解し、看護を多角的かつ客観的な視点で捉えて研究として

発展させる能力を『看護研究方法論』、『卒業研究ゼミナール』において学修し、研究的視点を修得する。また、『キャリアデザイン』、『キャリアデザイン演習』、『キャリア発達論』では、看護専門職としての自己のキャリアをデザインするプロセス、キャリアデザインを具体化させるための演習計画の立案、自己のキャリアを発達させていくための方略を学修する。

看護師教育課程卒業要件単位は、必修科目 101 単位（基盤科目 9 単位、専門基盤科目 62 単位、専門科目 30 単位）、選択科目 23 単位の計 124 単位とした（表 3）。

④保健師教育課程科目

保健師教育課程は、保健師助産師看護師学校指定規則に定められる保健師教育に必要な内容を含む科目を配置した。保健師国家試験資格の取得を目指す学生は、卒業要件に定める必修科目を履修するほか、選択科目の中から『疫学・保健統計』、『学校保健と産業保健』、『災害看護学』を選択必修として、また、自由科目から『公衆衛生看護展開論』、『地域保健実習』、『公衆衛生看護学実習』を履修する。保健師教育課程卒業要件単位は、130 単位（看護師教育課程 124 単位+6 単位）とした（表 4）。

⑤助産師教育課程科目

助産師教育課程は、保健師助産師看護師学校指定規則に定められる助産師教育に必要な内容を含む科目を配置した。助産師国家試験資格の取得を目指す学生は、卒業要件に定める必修科目を履修するほか、選択科目の中から『周産期医学』、『女性の基礎科学』、『助産学概論』、『産褥期助産診断・技術学』、『新生児期・乳幼児期助産診断・技術学』を選択必修として履修する。また、自由科目から、『地域母子保健』、『妊娠期助産診断・技術学』、『分娩期助産診断・技術学』、『ハイリスク助産診断・技術学』、『助産診断・技術学演習』、『助産管理』、『助産学継続事例実習』、『助産学実習』、『助産学助産管理実習』を履修する。助産師教育課程卒業要件単位は 142 単位（看護師教育課程 124 単位+18 単位）とした（表 5）。

⑥養護教諭一種教育課程科目

養護教諭一種教育課程科目は、教育職員免許法施行規則に定められる養護教諭一種の免許状授与の所要資格を得られる科目を配置した。養護教諭一種免許の取得を目指す学生は、卒業要件に定める必修科目を修得するほか、「養護に関する科目」として『疫学・保健統計』、『感染看護学』、『学校保健と産業保健』、『養護概説』、『臨床心理学』を選択必修として、「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」として『日本国憲法と人権』、『スポーツと健康』を選択必修として履修する。また、「教育の基礎的理解に関する科目等」として『教育原論』、『教職概論』、『教育制度論』、『特別支援教育概論』、『教育課程論』、『道徳・特別活動・総合的学習指導論』、『教育方法論』、『生徒指導論』、『教育相談論』、『養護実習』、『教職実践演習』を養護教諭教育課程自由科目から

履修する。なお、「大学が独自に設定する科目」については、最低修得単位を超えて履修した「養護に関する科目」を充当する。養護教諭一種教育課程卒業要件単位は141単位（看護師教育課程124単位+17単位）とした（表6）。

【表3 看護師教育課程卒業要件単位】

	必修科目	選択科目（選択必修含む）	自由科目	計
基盤科目	9単位	12単位	—	21単位
専門基盤科目	62単位	7単位	—	69単位
専門科目	30単位	4単位	—	34単位
計	101単位	23単位	—	124単位

【表4 保健師教育課程卒業要件単位】

保健師国家試験受験資格を得るために必要な単位を設定し、表3の卒業要件単位のほか以下の単位を修得する。

	必修科目	選択科目（選択必修含む）	自由科目	計
保健師教育課程	—	—	6単位	6単位

【表5 助産師教育課程卒業要件単位】

助産師国家試験受験資格を得るために必要な単位を設定し、表3の卒業要件単位のほか以下の単位を修得する。

	必修科目	選択科目（選択必修含む）	自由科目	計
助産師教育課程	—	—	18単位	18単位

【表6 養護教諭一種教育課程卒業要件単位】

養護教諭一種免許状取得を得るために必要な単位を設定し、表3の卒業要件単位のほか以下の単位を修得する。

	必修科目	選択科目（選択必修含む）	自由科目	計
養護教諭一種教育課程	—	—	17単位	17単位

（イ）教育方法及び履修指導方法の変更内容

①教育方法

本学部は、令和4（2022）年度に一般財団法人日本看護学教育評価機構（JABNE）の看護学教育評価を受審し、「看護学教育評価適合認定」（2023年4月1日から2030年3月13日）を受けている。その中で、各科目の特性に応じた教育方法が取り入れられていること、また、アクティブラーニングの促進や学生が主体的に学修するための適切な教育環境並びに教育方法が整備されているとの評価を受け、適切な水準にあること

が認められている。したがって、学則変更（収容定員変更）後も現状の教育方法をとることから、変更内容はない。

しかし、毎年実施する看護学部自己点検・評価委員会並びに獨協医科大学内部質保証推進委員会による自己点検及び評価を通じて、教育の質保証・向上に向けて教育方法の見直し・改善に努めていく。したがって、学則変更（収容定員変更）前と同等以上の内容は担保されると考える。

②履修指導方法

1) ホームルーム及び個別面談による履修指導

現在、入学時および各セメスター開始時にクラス担任（以下、学年担任と記載）による学年ホームルームを実施し、履修指導や修学指導、学修指導、国家試験対策、キャリア支援、当該セメスターの年間行事や学生生活等についてのオリエンテーションを実施している。加えて、学年担任による個別面談を定例で年2回実施し、個々の学生の修学状況に即した個別的な指導・支援を行っている。個別面談に際して、学生は修学ポートフォリオに学修目標及び評価を記入して臨み、学年とともに、当該セメスターの履修計画や学修目標を確認・共有している。学則変更（収容定員変更）後も学年担任による学年ホームルーム及び個別面談は継続して実施し、学生支援を行っていく。

今回の学則変更（収容定員変更）により、看護師教育課程に加え、選抜・選択制で保健師教育課程、助産師教育課程、養護教諭一種教育課程を新設する。各教育課程の科目履修は、保健師教育課程の選択科目は1セメスターから、助産師教育課程の選択科目は4セメスターから配置しており、両教育課程ともに選抜後の5セメスターから自由科目の履修が始まる（保健師教育課程並びに助産師教育課程の選抜は4セメスター後に実施）。また、養護教諭一種教育課程では、1セメスターより自由科目の履修が始まる。したがって、学則変更（収容定員変更）後は、入学時および各セメスター開始時の学年ホームルームにおいて、学年担任に加え、各教育課程担当教員による履修指導や修学指導、学修指導、国家試験対策、キャリア支援等も併せて実施する。また、個別面談においても個々の学生のキャリアビジョン・キャリアプランを確認・共有し、各教育課程の標準的な履修モデル【資料6】等の資料を活用しながら個別的な学生支援を行う。

編入生に対しては、学部生とは履修指導内容が異なることから、入学時に編入生オリエンテーションを実施する。編入生オリエンテーションでは、2か年間のスケジュールや履修する科目等についての履修指導、また、学生生活についてのオリエンテーションを行う。中でも、保健師教育課程並びに助産師教育課程における選抜と科目履修について、養護教諭一種教育課程における科目履修については、各教育課程担当教員が履修モデル等の資料を活用しながら丁寧かつ詳細に実施する。また、学部生同様に個別面談も実施し、個々の学生のキャリアビジョン・キャリアプランを確認・共有し、個別的な学生支援を行う。

学則変更（収容定員変更）後は、学年担任によるホームルーム及び個別面談による学

生支援を充実させて継続していく

2) 学年担任制度

本学部は、学年担任による学年担任制度を取っている。学年担任は各学年に 4 名の教員を充てており、学年担任 1 名あたり、約 25 名の学生を担当している。学年担任は、年 2 回の定例面談および必要時の面談、ホームルームを実施し、勉学をはじめとする学生生活全般に関する相談及び注意指導などを行う役割を担っている。

学則変更（収容定員変更）後も、学年担任による学年担任制度を継続するとともに、4 名の学年担任を 6 名に増員する。これにより、学年担任 1 名あたりの学生数に変化はなく、現状と同様の内容は担保され则认为。加えて、学則変更（収容定員変更）後は、各学年ホームルームにおいて、学年担任に加え、各教育課程担当教員による履修指導や修学指導、学修指導、国家試験対策、キャリア支援等も併せて実施する。

3) シラバス・「学生のしおり」の作成

現状において、毎年、すべての授業科目について、授業科目名、単位数、必修・選択区分、授業方法、授業時間、履修年次・開講時期、科目区分、授業の概要、授業の目的、到達目標、回数ごとの授業計画・授業外学習内容、成績評価と基準、教科書等について記載したシラバスを作成し、HP 等で学生に公表している。また、学生生活については、「学生生活のしおり」を作成して学生に配布している。「学生生活のしおり」には、当該年度の行事予定や履修について、学生生活について、保健センターや図書館等の各施設の利用案内、規程等に関して詳細に記載している。シラバス・「学生のしおり」の作成については、学則変更（収容定員変更）後も継続し、さらに、学則変更（収容定員変更）後の教育課程や履修方法等について詳細に記載する予定である。

以上の履修指導方法については、毎年実施する看護学部自己点検・評価委員会並びに獨協医科大学内部質保証推進委員会による自己点検及び評価を通じて、教育の質保証・向上並びに学生支援の質保証・向上に向けて見直し・改善に努めていく。したがって、学則変更（収容定員変更）前と同等以上の内容は担保され则认为。

(ウ) 教員組織の変更内容

本学部は、「患者及びその家族、医療関係者をはじめ、広く社会一般の人々から信頼される看護職者を育成する」ことを教育理念とし、看護師並びに保健師という看護専門職の養成実績を確実に積み上げてきている。専任教員は、教育理念の達成に相応しい人格と教育実績、研究実績を有し、また、教育・研究に熱意があり優れた指導能力を有する教員である。看護系教員は、全員が看護師、保健師、助産師として十分な実務実績も有している。このような専任教員を各専門領域に教授、准教授、講師、助教として配置し、教員組織を編成している。また、本学部は令和 4（2022）年度の一般財団法人日本看護学教育評価機構（JABNE）の看護学教育評価において「適合」の認定を得ているが、その中の評価項目

の一つである教員組織については、13 領域に教授職から助教職までバランスよく配置されていること、教員数が適切に確保されていること、採用の選考が適切であるとの評価を受けている。

令和 5（2023）年 3 月 31 日時点の専任教員数は 42 名（教授 14 名、准教授 9 名、講師 9 名、助教 10 名）であったが、令和 6（2024）年の学則変更（収容定員変更）に向けて、令和 5（2023）年度から計画的段階的に専任教員の採用並びに昇格を行い、教員組織の充実を図っている。令和 5（2023）年 4 月 1 日現在の専任教員数は 45 名（教授 13 名、准教授 12 名、講師 12 名、助教 8 名）、令和 9（2029）年の完成年度には専任教員数は 51 名（教授 15 名、准教授 13 名、講師 12 名、助教 11 名）となる計画である。また、本学部の専任教員一人当たりの学生数（S/T 比率）（以下「S/T 比率」という。）は完成年度においては 11.8 名となる。看護系私立大学における S/T 比率の平均は 10.7 名（日本看護系大学協議会、2020 年度看護系大学に関する実態調査）だが、助手を除いた S/T 比率は 11.7 名となり、本学部の S/T 比率とほぼ同じ数値となる。このように本学部の教員組織は、教育研究の質の維持・向上、充実した学生支援体制を実施することができる組織と考える。なお、本学教員の定年は、『獨協医科大学就業規則』【資料 7】に基づき、満 65 歳の年度末と定められている。定年により欠員が生じた際には欠員補充を行うが、その際には、年齢構成や欠員が生じた専門領域の専門性の維持・向上等を考慮して適切に補充していく。

また、本学部の専門領域として、「看護医科学（基礎）」、「看護医科学（病態治療）」、「基礎看護学」、「看護管理学」、「生体防御・感染看護学」、「母性看護学」、「小児看護学」、「成人看護学（急性期）」、「成人看護学（慢性期）」、「老年看護学」、「精神看護学」、「在宅看護学」、「国際公衆衛生看護学」の 13 領域で構成しているが、令和 6（2024）年の学則変更（収容定員変更）に伴う養護教諭一種教育課程設置に際して「教職教育」を新設し、14 領域で構成する計画である。

（エ）大学全体の施設・設備の変更内容

本学は栃木県壬生町にあり、広大な敷地の中に大学、大学病院、看護専門学校などが機能的に配置され、図書館、創立 30 周年記念館、運動場なども整備されている。大学壬生キャンパスの校地面積は 172,400.89 m²、延べ校舎面積は 74,152.2 m²を有しており、医学部、看護学部の 2 つの学部を開設している。使用する教室はそれぞれの校舎に配置されているが、共有の施設として、コンピュータ教室（3 室）、図書館、創立 30 周年記念館があり、それぞれの学部の授業に使用されている。

本学は令和 5 年に創立 50 周年を迎えることから、建学の精神を踏まえ、これまで培ってきた実績を継承しながら、優秀な医師・看護師等を輩出し地域医療への貢献をこれまで以上に発展させるため、教育・研究関係の施設を主とするキャンパス再整備計画を策定している。この獨協医科大学創立 50 周年記念事業では、(1) 総合教育研究棟（仮称）の新築、(2) 看護系教室等の増築、(3) 埼玉医療センターの増築、(4) 日光医療センターの移

転新築の4つの事業が計画されている。その中で(1)総合教育研究棟(仮称)の新築においては、既存の図書館を取り壊し、総合教育研究棟(仮称)に図書館を移転することとした。そのため、現在の図書館機能については、教職員寮であるドミトリーの1階フロア(546㎡)、及び同地下2階(980㎡)に仮設図書館として移設し、さらには(2)看護系教室等の増築が竣工する令和5年6月以降には、その増築棟2階フロア(約472㎡)を令和8年3月まで仮設図書館として利用することとしている。(1)総合教育研究棟(仮称)は、現時点では令和8年8月に竣工予定となっており、教育・研究環境に支障が起きないように配慮しながら50周年記念事業を段階的に進めている。

今回の収容定員の増員では、上述した(2)看護系教室等の増築として、看護学部棟の増築を実施している。看護学部増築棟は約180人が一度に学修できる大教室4室(約214㎡2室、約236㎡2室)を配置し、定員増に十分対応可能な教室を確保している。基礎看護学実習室ではこれまで器材・物品を同室内で管理していたが、隣接する教室を専用の器材・物品室に改修することで、基礎看護学実習室(約370㎡)全体を実習室として使用することが可能となり、定員増となった教育に対応することとしている。また助産学教育を始めるに当りに、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定められている専用の助産学実習室(約67㎡)を新たに設置し、同規則に定められている機械器具、標本、模型【資料8】などを順次購入、設置していくこととしている。さらに収容定員の増員に伴い教員も計画的段階的に採用していくことから、教育の質の向上はもとより教員の教育・研究の促進を図るべく教員研究室も増室した。これらを含めた看護学部棟(増築棟含む)の定員収容後の施設・設備構成は次の通りである(表7)。

【表7 看護学部棟(増築棟含む)の施設・設備構成】

No	教室名	部屋数	
		変更前	変更後
1	大教室(約180人収容)	<u>0</u>	<u>4</u>
2	大教室(約120人収容)	<u>4</u>	<u>3</u>
3	中教室(約60人収容)	4	4
4	基礎看護学実習室	1	1
5	母性・小児臨床看護学実習室	1	1
6	成人・老年臨床看護学実習室	1	1
7	精神・地域臨床看護学実習室	1	1
8	助産学実習室	<u>0</u>	<u>1</u>
9	シミュレーション室	1	1
10	学習室	1	1
11	多目的室	1	1
12	教員研究室(個室)	<u>29</u>	<u>32</u>
13	教員研究室(2人部屋)	<u>0</u>	<u>3</u>

14	教員研究室（4人部屋）	3	3
15	教員研究室（大部屋）	<u>1</u>	<u>3</u>

また、学生の憩いの場、交流の場として看護学部棟内にラウンジを設けているほか、学習室には30台のノートパソコンを設置し、学生の自律した学習、実習前に電子カルテ知識の修得など、教育・学生生活活動の充実に役立てている。

以上のように、大学全体の施設・設備において、定員変更前の状況と比較してもこれまでと同等の教育環境は担保されている。

別記様式第2号（その2の1）

教育課程等の概要															
(看護学部看護学科)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
人文科学	哲学	1前		1		○								兼1	オムニバス
	文学	1前		1		○								兼1	
	芸術	4後		1		○								兼3	
	ジェンダーとセクシュアリティ	1前		1		○								兼1	
	生命倫理学	1後		1		○								兼3	
	宗教学	3前		1		○								兼1	
	壬生の歴史と文化	1後		1		○								兼1	
	小計（7科目）	—	0	7	0	—			0	0	0	0	0	兼11	
自然科学	化学	1前		1		○								兼1	
	生物学	1前		1		○								兼1	
	人間工学	1後		1		○								兼1	
	生活環境論	1後		1		○								兼1	
	地球環境論	3前		1		○								兼1	
	天文と気象	4前		1		○								兼1	
小計（6科目）	—	0	6	0	—			0	0	0	0	0	兼5		
基盤科目 社会科学	ボランティア論	1前		1		○								兼1	
	人間と歴史	1後		1		○								兼1	
	社会学	3前		1		○								兼1	
	異文化理解	4前		1		○								兼1	
	国際社会の動向	2前・3前		1		○								兼1	
	スポーツと健康	1前		2				○						兼1	
	日本国憲法と人権	1後		2		○								兼1	
小計（7科目）	—	0	9	0	—			0	0	0	0	0	兼7		
アカデミックスキル	コミュニケーション英語	1前	1			○								兼1	
	医療英語	1後	1			○								兼1	
	実践英語	2後・3後		1		○								兼1	
	アカデミック英語	4前		1		○								兼1	
	中国語 ○	2前		1		○								兼1	
	韓国語 ○	2前		1		○								兼1	
	フランス語 ○	2前		1		○								兼1	
	ドイツ語 ○	2前		1		○								兼1	
	情報リテラシー	1前	2			○								兼1	
	教育原論	1前	2			○			1						
	統計学	1後	1			○			1						
	アカデミックスキル基礎	1前	1			○			11	12	12	11		共同	
	アカデミックスキル応用	1後	1				○		3	1	2	2		共同	
情報技術の進歩と医療	3前		1		○								兼1		
小計（14科目）	—	9	7	0	—			11	12	12	11	0	兼6		
専門基盤科目 健康	人体の構造Ⅰ	1前	2			○								兼1	
	人体の構造Ⅱ	1前	1			○								兼1	
	人体の機能Ⅰ	1後	2			○								兼1	
	人体の機能Ⅱ	1後	1			○								兼1	
	生化学	1後	1			○								兼1	
	発達心理学	1前	2			○								兼1	
	病態治療内科学	2前	2			○			2					兼12	
	オムニバス														

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
健康	病態治療外科学	2前	2			○			1	1				兼14	オムニバス	
	微生物学	1後	1			○				1				兼1		
	病理学	1後	1			○								兼1		
	薬理学	2前	1			○			1					兼1		
	臨床栄養学	2前	1			○								兼1		
	臨床検査	2前	1			○			1		1			兼5	オムニバス	
	臨床心理学	2後		1		○								兼1		
	リハビリテーション論	3前		1		○			1							
	放射線と看護	2後		1		○					1			兼2	オムニバス	
	東洋医学	2後		1		○								兼1		
	補完代替療法	3前		1		○			1	1					一部共同	
	社会保障論	2前	1			○								兼1		
	公衆衛生学	1後	1			○			1							
	疫学・保健統計	3後		1		○			1							
	保健医療福祉行政論	2後	2			○			1	2	1	1			オムニバス・一部共同	
	学校保健と産業保健	3前		2		○				1				兼1	オムニバス	
	周産期医学	3前		1		○								兼1		
	多職種連携論	2前	1			○				1						
小計 (25 科目)	—	23	9	0	—			6	6	3	1	0	兼41			
専門基盤科目	看護	看護学原論	1前	2			○			1	1					オムニバス
		看護倫理	2後	1			○			2	1			兼1	オムニバス・一部共同	
		看護人間関係論	1前	2			○			1				兼1	オムニバス	
		日常生活援助論	1前	2				○			1	2	1			共同
		診断-治療援助論	1後	2				○			1	2	1			共同
		看護過程展開論	2前	2				○		1	1	3	2			共同
		フィジカルアセスメント	2前	2				○			1	3	2			共同
		成人看護学	1後	1			○			1	2	1				一部共同
		高齢者看護学	1後	1			○			1						
		高齢者看護方法論	2前	2				○		1		1	2			一部共同
		急性期看護学	2後	1			○				1	1	1			オムニバス・一部共同
		急性期看護方法論	3前	2				○			1	1				オムニバス・一部共同
		慢性期看護学	2後	1			○			1	2	1				オムニバス
		慢性期看護方法論	3前	2				○		1	2	1				オムニバス・一部共同
	母性看護学	2前	1			○			1	1		2			オムニバス・一部共同	
	母性看護方法論	2後	2				○		1	1		3			オムニバス・一部共同	
	小児看護学	2前	1			○			1	1	1				オムニバス	
	小児看護方法論	2後	2				○		1	1	1				オムニバス・一部共同	
	在宅看護学	2前	1			○				1	2				一部共同	
	在宅看護方法論	2後	2				○			1	2				共同	
	精神看護学	2後	1			○			1							
	精神看護方法論	3前	2				○		1	1	1	1			オムニバス・一部共同	
	公衆衛生看護学	2前	1			○				1		1			オムニバス・一部共同	
	公衆衛生看護方法論	2後	2				○			1		1			一部共同	
	エンドオブライフケア論	3前		1		○			1							
	がん看護学	3前		1		○			1	1	1					オムニバス
	感染看護学	3前		1		○					1					
	災害看護学	3前		1		○				1	2	3			一部共同	
家族看護学	3前		1		○				1	2				オムニバス		
医療安全	3前	1			○			1		1				オムニバス		

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
専門基盤科目	国際看護学演習	2後・3後		1				○		1	2				一部共同
	看護概説	3前		2			○			1					
	女性の基礎科学	2後		1			○			1	1		2		オムニバス・一部共同
	助産学概論	3前		1			○			1			1		一部共同
	産褥期助産診断・技術学	3前		1			○			1	1		4		一部共同
	新生児・乳幼児期助産診断・技術学	3前		1			○			1	1		1		オムニバス・一部共同
	小計 (36 科目)	—	39	12	0	—			9	9	11	11	0	兼2	
専門科目	コミュニティヘルスインターンシップ	1前	1					○			2	12	7		
	看護学基礎実習	1後	1					○			2	4	2		
	日常生活援助実習	2後	2					○			2	4	2		
	高齢者看護学実習	2後	2					○	1		1	2	2		
	多職種連携実習	2後	1					○	3	4		1	1		
	急性期看護学実習	3後	2					○	1	1	2	1	1		
	慢性期看護学実習	3後	2					○	1	2	1				
	母性看護学実習	3後	2					○	1	1		4			
	小児看護学保健実習	2後	1					○	1	1	1				
	小児看護学医療実習	3後	1					○	1	1	1				
	在宅看護学実習	3後	2					○		1	2				
	精神看護学実習	3後	2					○	1	1	1	1			
	看護統合実習	3後	2					○	8	11	12	11			
	課題探究実習	4前	2					○	8	11	12	11			
小計 (14 科目)	—	23	0	0	—			10	12	12	11	0	兼0		
専門科目	看護研究方法論	3前	1				○				1				
	国際看護学	4前	1				○				1				共同
	看護管理	4前	1				○		1	1					
	看護理論	3後		1			○		1						オムニバス・一部共同
	クリティカルケア論	3後		1			○			1	1	1			
	臨床推論	3後		1			○				1				
	看護教育	4後		1			○				1				
	遺伝看護学	4後		1			○				1				兼3
	看護と政策	4後		1			○		1						オムニバス
	キャリアデザイン	1通	1				○				1				
	キャリアデザイン演習	2通	1					○			1				
	キャリア発達論	4後	1				○				1				
	卒業研究ゼミナール	4前	1					○	10	12	12	11			
	卒業研究	4通		2				○	10	12	12	11			
小計 (14 科目)	—	7	8	0	—			10	13	12	11	0	兼3		
自由科目	保健師課程	4前			2		○			1	2		1		一部共同
	地域保健実習	3後			1			○	1	2		1			
	公衆衛生看護学実習	4前			3			○	1	2		1			
	小計 (3 科目)	—	0	0	6	—			1	2	0	1	0	兼0	
助産師課程自由科目	地域母子保健	3後			1		○			1			1		オムニバス・一部共同
	妊娠期助産診断・技術学	3後			1		○		1	1		4			オムニバス・一部共同
	分娩期助産診断・技術学	3後			1		○		1	1		4			オムニバス・一部共同
	ハイリスク助産診断・技術学	3後			1		○			1		4			オムニバス・一部共同
	助産診断・技術学演習	4前			2			○	1	1		4		兼1	オムニバス・一部共同
	助産管理	4前			1		○		1						
	助産学継続事例実習	4前			1			○	1	1		4			
	助産学実習	4前			9			○	1	1		4			
	助産学助産管理実習	4前			1			○				4			
	小計 (9 科目)	—	0	0	18	—			1	1	0	4	0	兼1	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
養護教諭課程自由科目	教職概論	1前			1	○			1							
	教育制度論	1前			1	○			1							
	特別支援教育概論	3前			1	○			1							
	生徒指導論	1後			1	○			1							
	教育相談論	1後			1	○			1							
	道徳・特別活動・総合的学習指導論	3前			2	○									兼1	
	教育課程論	1前			1	○			1						兼2	オムニバス
	教育方法論	3後			2		○		1						兼1	
	教職総合演習	3後			1		○		2							共同
	教職実践演習	4後			2		○		4							共同
	養護実習	4前			5		○		1							
小計（9科目）	—	0	0	18	—	—	—	4	0	0	0	0	0	兼2		
合計（144科目）			—	101	58	42	—	—	15	13	12	11	0	兼75		
学位又は称号		学士（看護学）			学位又は学科の分野			保健衛生学関係（看護学関係）								
卒業・修了要件及び履修方法								授業期間等								
<p>1. 次の要件を満たし、必修科目101単位、選択科目23単位以上を修得し、124単位以上修得すること。なお、一年間に履修登録できる単位数の上限は48単位とする。</p> <p>(1) 《基盤科目》から、必修科目9単位、選択科目12単位以上を修得し、21単位以上修得</p> <p>①【アカデミックスキル】の選択科目「中国語」「韓国語」「フランス語」「ドイツ語」から1単位修得</p> <p>②【人文科学】【自然科学】【社会科学】の選択科目からそれぞれ2単位修得（看護師教育課程履修者は3・4年次でそれぞれ1単位修得）</p> <p>③上記①②に加え、《基盤科目》の選択科目から5単位以上修得</p> <p>(2) 《専門基盤科目》から、必修科目62単位、選択科目7単位以上を修得し、69単位以上修得</p> <p>①【看護】の選択科目から3単位修得</p> <p>②上記①に加え、《専門基盤科目》の選択科目から4単位以上修得</p> <p>(3) 《専門科目》から、必修科目30単位、選択科目4単位以上を修得し、34単位以上修得</p> <p>2. 保健師教育課程履修者は、次の要件を満たし、必修科目101単位、選択科目23単位以上、保健師課程自由選択科目6単位を修得し、130単位以上修得すること。なお、一年間に履修登録できる単位数の上限は48単位とする。</p> <p>(1) 《基盤科目》から、必修科目9単位、選択科目12単位以上を修得し、21単位以上修得</p> <p>①【アカデミックスキル】の選択科目「中国語」「韓国語」「フランス語」「ドイツ語」から1単位修得</p> <p>②【社会科学】の選択科目「日本国憲法と人権」「スポーツと健康」を4単位修得</p> <p>③【人文科学】【自然科学】【社会科学】の選択科目からそれぞれ2単位修得</p> <p>④上記①②③に加え、《基盤科目》の選択科目から3単位以上修得</p> <p>(2) 《専門基盤科目》から、必修科目62単位、選択科目7単位以上を修得し、69単位以上修得</p> <p>①【健康】の選択科目「学校保健と産業保健」「疫学・保健統計」を3単位修得</p> <p>②【看護】の選択科目「災害看護学」を1単位修得</p> <p>③【看護】の選択科目から2単位修得</p> <p>④上記①②③に加え、《専門基盤科目》の選択科目から1単位以上修得</p> <p>(3) 《専門科目》から、必修科目30単位、選択科目4単位以上を修得し、34単位以上修得</p> <p>(4) 《保健師課程自由選択科目》から、自由選択科目6単位修得</p> <p>3. 助産師教育課程履修者は、次の要件を満たし、必修科目101単位、選択科目23単位以上、助産師課程自由選択科目18単位を修得し、142単位以上修得すること。なお、一年間に履修登録できる単位数の上限は48単位とする。</p> <p>(1) 《基盤科目》から、必修科目9単位、選択科目12単位以上を修得し、21単位以上修得</p> <p>①【アカデミックスキル】の選択科目「中国語」「韓国語」「フランス語」「ドイツ語」から1単位修得</p> <p>②【人文科学】【自然科学】【社会科学】の選択科目からそれぞれ2単位修得</p> <p>③上記①②に加え、《基盤科目》の選択科目から5単位以上修得</p> <p>(2) 《専門基盤科目》から、必修科目62単位、選択科目7単位以上を修得し、69単位以上修得</p> <p>①【健康】の選択科目「周産期医学」を1単位修得</p> <p>②【看護】の選択科目「女性の基礎科学」「助産学概論」「産褥期助産診断・技術学」「新生児・乳幼児期助産診断・技術学」を4単位修得</p> <p>③上記①②に加え、《専門基盤科目》の選択科目から2単位以上修得</p> <p>(3) 《専門科目》から、必修科目30単位、選択科目4単位以上を修得し、34単位以上修得</p> <p>(4) 《助産師課程自由選択科目》から、自由選択科目18単位修得</p> <p>4. 養護教諭課程履修者は、次の要件を満たし、必修科目101単位、選択科目23単位以上、養護教諭課程自由選択科目17単位を修得し、141単位以上修得すること。なお、一年間に履修登録できる単位数の上限は48単位とする。</p> <p>(1) 《基盤科目》から、必修科目9単位、選択科目12単位以上を修得し、21単位以上修得</p> <p>①【アカデミックスキル】の選択科目「中国語」「韓国語」「フランス語」「ドイツ語」から1単位修得</p> <p>②【社会科学】の選択科目「日本国憲法と人権」「スポーツと健康」を4単位修得</p> <p>③【人文科学】【自然科学】の選択科目からそれぞれ2単位修得</p> <p>④上記①②③に加え、《基盤科目》の選択科目から3単位以上修得</p> <p>(2) 《専門基盤科目》から、必修科目62単位、選択科目7単位以上を修得し、69単位以上修得</p> <p>①【健康】の選択科目「臨床心理学」「学校保健と産業保健」「疫学・保健統計」を4単位修得</p> <p>②【看護】の選択科目「感染看護学」「養護概論」を3単位修得</p> <p>(3) 《専門科目》から、必修科目30単位、選択科目4単位以上を修得し、34単位以上修得</p> <p>(4) 《養護教諭課程自由選択科目》から、自由選択科目17単位修得</p>								1学年の学期区分				2学期				
								1学期の授業期間				15週				
								1時限の授業の標準時間				90分				

学則変更の趣旨等を記載した書類（別添資料）

— 目次 —

資料 1	栃木県毎月人口調査報告書（2022 年）	2
資料 2	栃木県保健医療計画（第 7 期）	3
資料 3	令和 2 年衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況（厚生労働省）	5
資料 4	2022 年病院看護実態調査（日本看護協会）	7
資料 5	賛同書	9
資料 6	履修モデル	13
資料 7	獨協医科大学就業規則	17
資料 8	獨協医科大学 看護学部（助産師養成所）専門科目に係る 100 点程度の機械器具、標本、模型の名称及び数を記載した書類	30

年齢別人口及び構成比・平均年齢（栃木県）

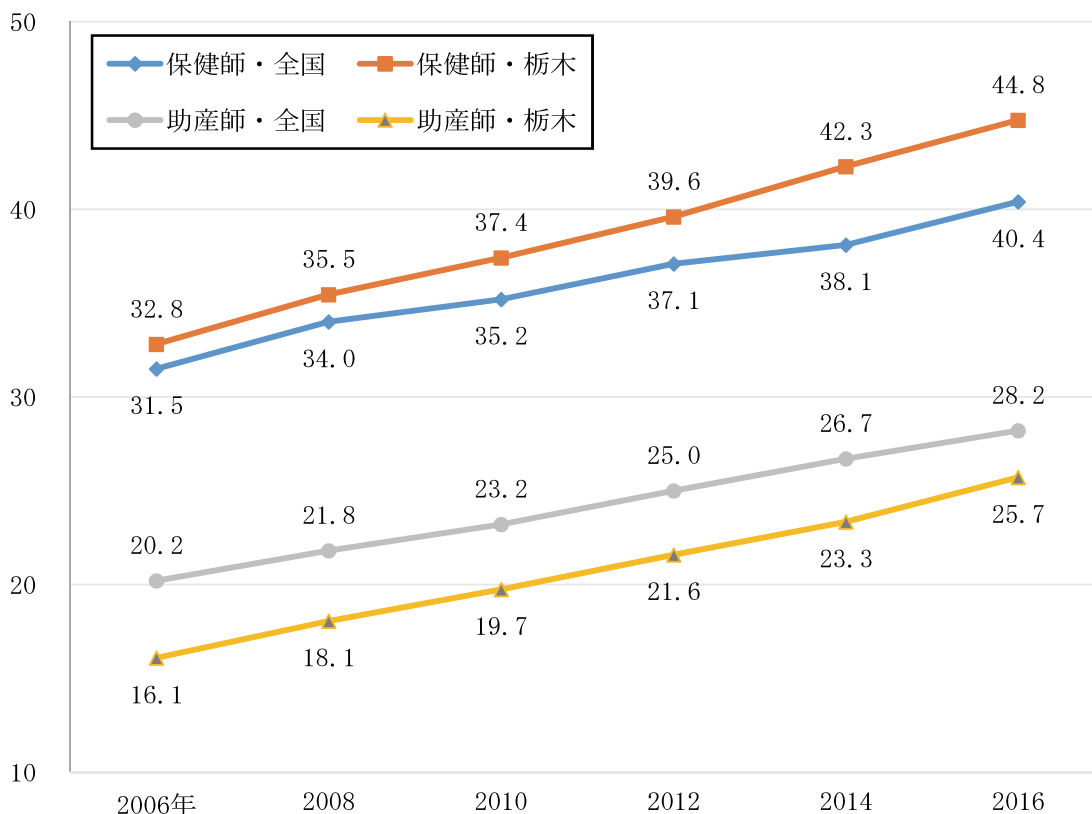
男女・年齢区分	令和4年 (2022)
総数（人）	1,908,380
15歳未満	216,405
15～64歳	1,093,378
65歳以上	562,998
75歳以上	280,508
100歳以上	1,183
不詳	35,599
構成比（％）	
15歳未満	11.6
15～64歳	58.4
65歳以上	30.1
75歳以上	15.0
男（人）	951,965
15歳未満	111,462
15～64歳	567,419
65歳以上	252,870
75歳以上	114,680
100歳以上	128
不詳	20,214
構成比（％）	
15歳未満	12.0
15～64歳	60.9
65歳以上	27.1
75歳以上	12.3
女（人）	956,415
15歳未満	104,943
15～64歳	525,959
65歳以上	310,128
75歳以上	165,828
100歳以上	1,055
不詳	15,385
構成比（％）	
15歳未満	11.2
15～64歳	55.9
65歳以上	33.0
75歳以上	17.6
平均年齢（歳）総数	48.4
〃 男	47.0
〃 女	49.8

4 看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）

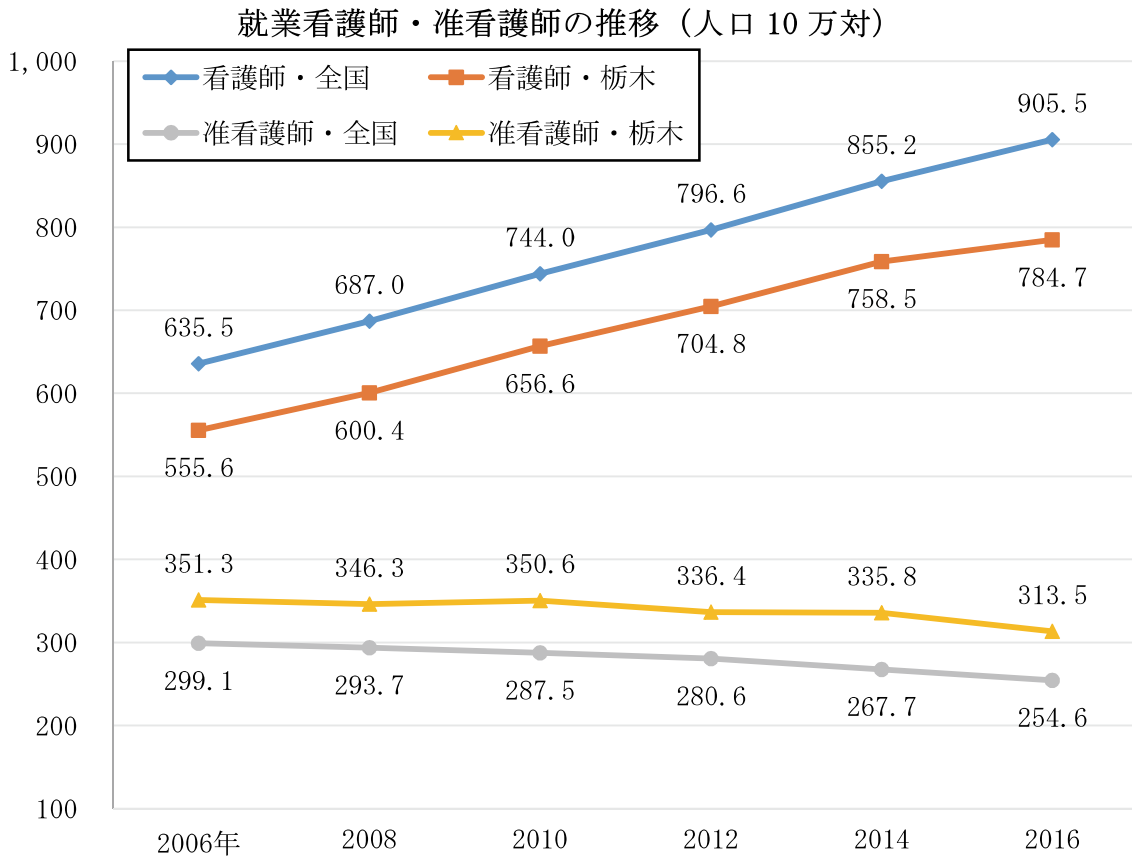
【現状と課題】

- ① 平成28（2016）年末の本県の看護職員は、人口10万人当たり、保健師が44.8（全国40.4）、助産師が25.7（全国28.2）、看護師が784.7（全国905.5）、准看護師が313.5（全国254.6）であり、准看護師を除く保健師、助産師、看護師は増加傾向が見られていますが、助産師及び看護師は全国値を下回っています。
- ② 少子高齢化による医療・介護のニーズ増大に伴い、看護職員の需要は様々な分野で高まり、改めて需給の推計が必要となっています。
- ③ 保健師は、生活習慣病対策、介護予防、高齢者や児童の虐待防止、地域包括ケアシステムの構築、健康危機管理対策等、多岐にわたる健康課題に多職種と協働しながら対応できる専門的能力と行政的能力が求められています。
- ④ 助産師は、安全で安心な出産を推進する他、ニーズの多様化を踏まえた周産期医療や母子保健に対応するための実践力向上が求められています。
- ⑤ 看護師及び准看護師は、医療の高度化や専門化及び在宅医療の普及、介護・福祉分野での医療との連携の必要性の高まりに伴い、それらに対応できる知識や技術の向上が求められています。

就業保健師・助産師の推移（人口10万対）



【資料：厚生労働省「衛生行政報告例」】



【資料：厚生労働省「衛生行政報告例」】

【施策の展開方向】

- ① 新たに看護職を目指す人材の確保のために、修学資金の貸与による学生の支援や養成所の支援を行います。
- ② 離職を防止するために、働き続けられる勤務環境の整備を推進します。
- ③ 再就業を促進するために、離職者に向けた復職支援に取り組みます。
- ④ 経験や到達段階に応じた研修の実施を推進し、専門分野における実践力の向上を支援します。
- ⑤ 社会ニーズに対応できる保健師育成に向け、効果的な現任教育のあり方を検討します。
- ⑥ 実践力のある助産師育成のために、経験に応じてスキルアップを目指す研修機会を提供します。
- ⑦ 高度化・多様化する医療機能に対応できる看護師育成のため、研修支援を展開します。

(5) 都道府県別にみた人口10万対就業保健師等数

都道府県別に人口10万人当たりの保健師数をみると、「長野県」が82.6人と最も多く、次いで「高知県」が80.7人、「山梨県」が80.2人となっている。一方、「神奈川県」が26.9人と最も少なく、次いで「大阪府」が27.7人、「埼玉県」が30.7人となっている。（図2）

人口10万人当たりの助産師数をみると、「島根県」が50.7人と最も多く、次いで「鳥取県」が46.4人、「長野県」が43.9人となっている。一方、「広島県」が24.0人と最も少なく、次いで「埼玉県」が24.1人、「愛媛県」が24.3人となっている。（図3）

図2 人口10万対就業保健師数

令和2（2020）年末現在

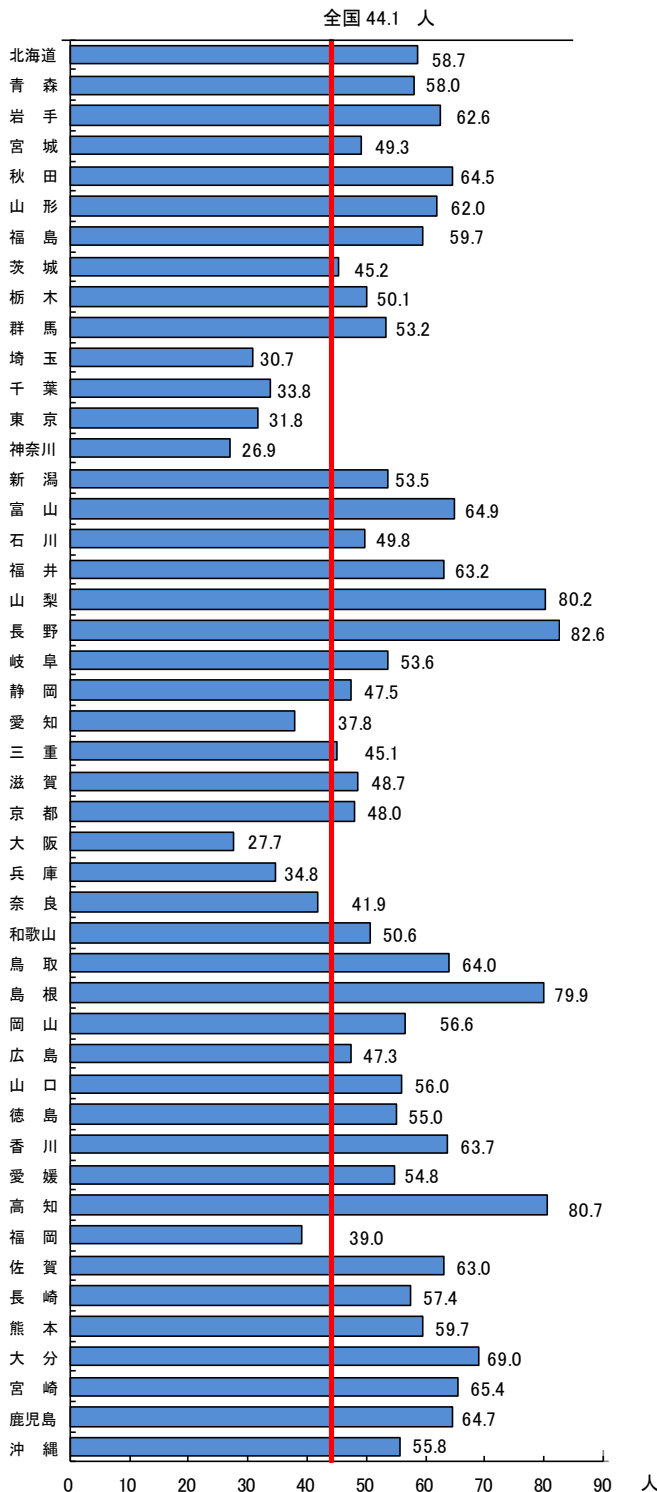
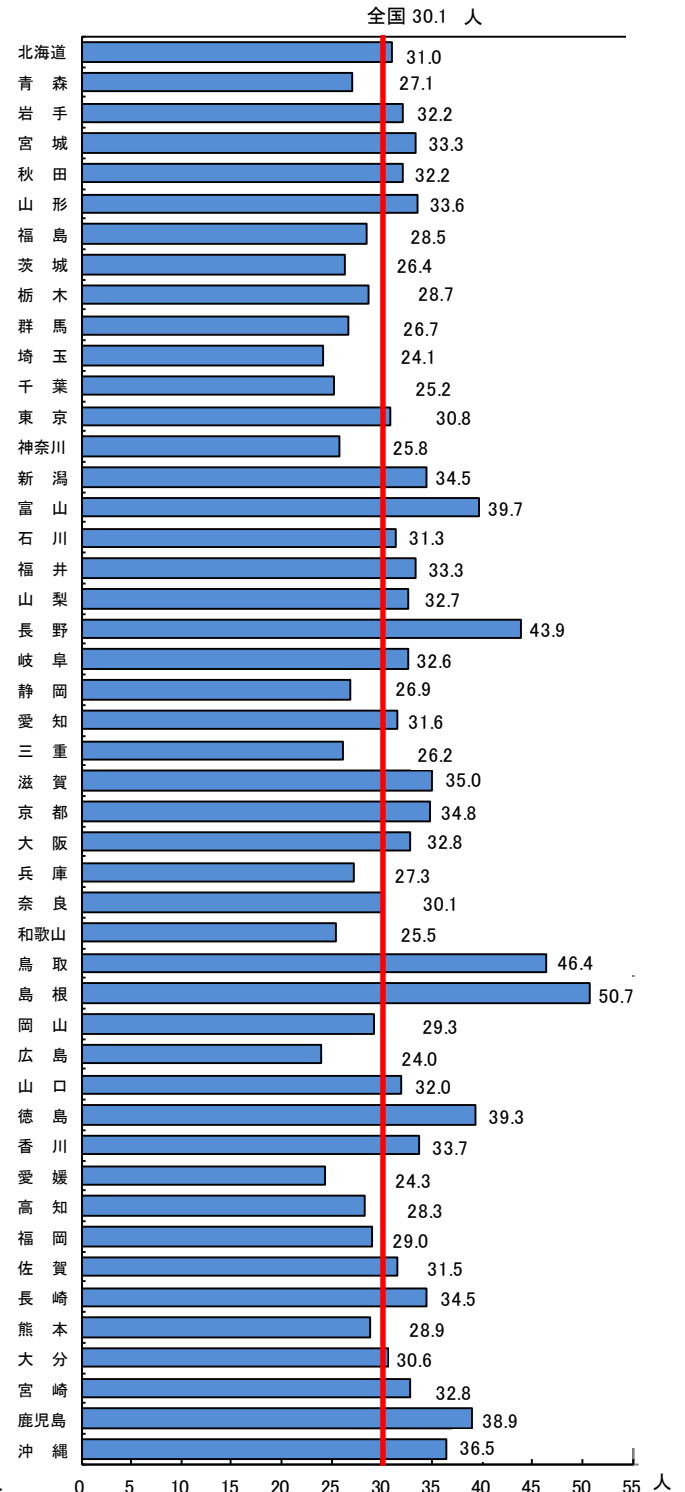


図3 人口10万対就業助産師数

令和2（2020）年末現在



人口10万人当たりの看護師数をみると、「高知県」が1,623.4人と最も多く、次いで「鹿児島県」が1,476.0人、「佐賀県」が1,403.6人となっている。一方、「埼玉県」が736.9人と最も少なく、次いで「千葉県」が770.0人、「神奈川県」が791.8人となっている。（図4）

人口10万人当たりの准看護師数をみると、「熊本県」が542.7人と最も多く、次いで「宮崎県」が540.6人、「佐賀県」が529.8人となっている。一方、「東京都」が85.9人と最も少なく、次いで「神奈川県」が90.4人、「滋賀県」が109.9人となっている。（図5）

図4 人口10万対就業看護師数

令和2（2020）年末現在

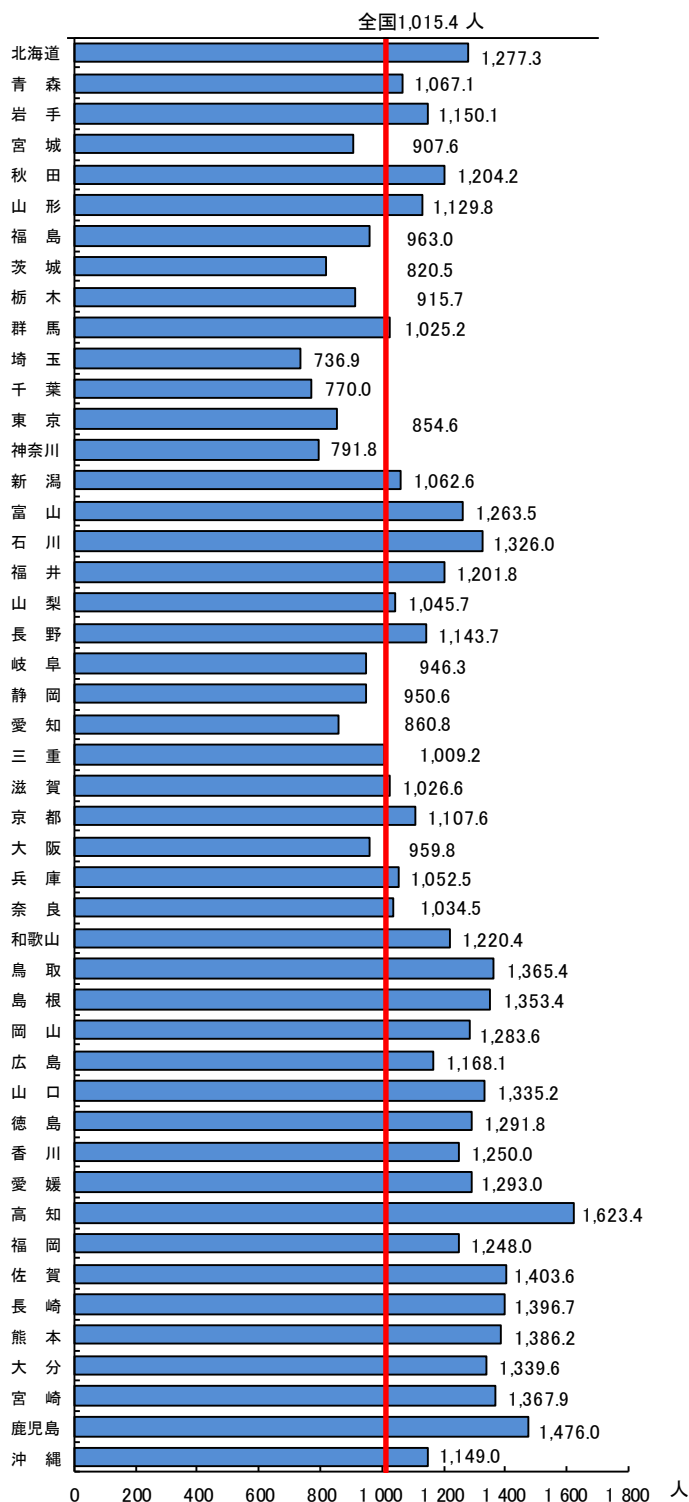
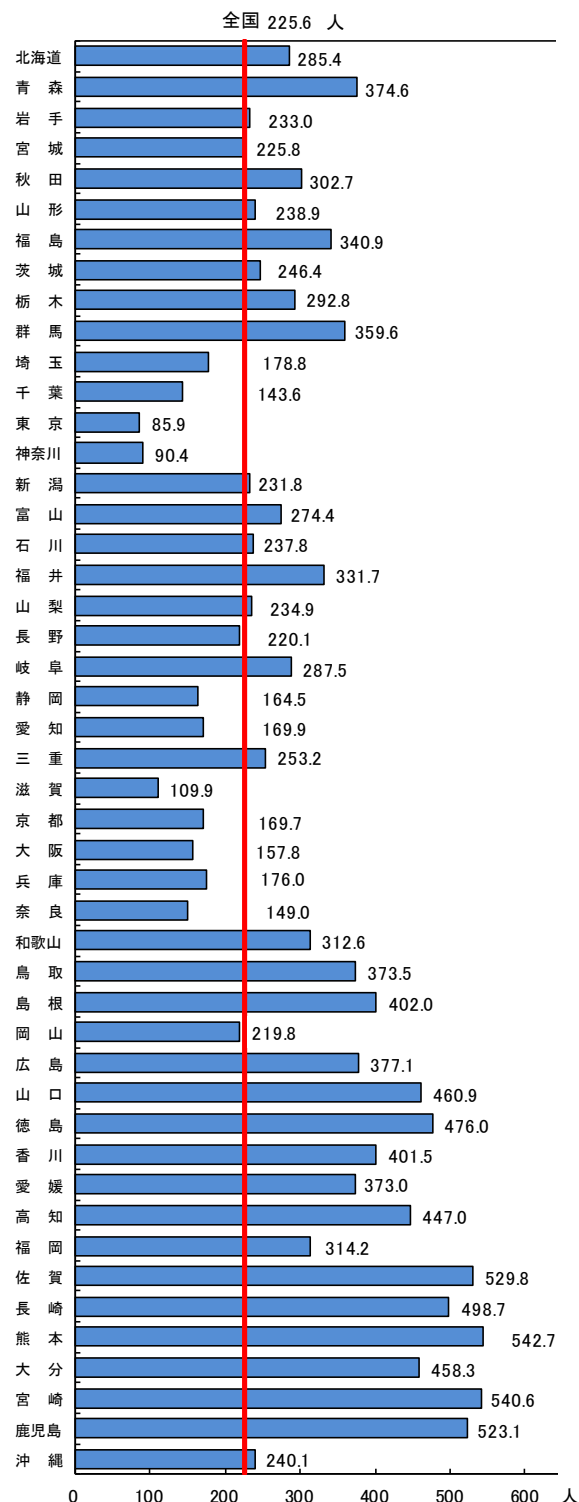


図5 人口10万対就業准看護師数

令和2（2020）年末現在



News Release

報道関係者各位

公益社団法人 日本看護協会 広報部

2023年3月31日

表 3 都道府県別・看護職員離職率

	2021年度離職率(2022年調査)				2020年度離職率(2021年調査)			
	回答施設数	正規雇用看護職員	新卒採用者	既卒採用者	回答施設数	正規雇用看護職員	新卒採用者	既卒採用者
全体	2,659	11.6%	10.3%	16.8%	2,432	10.6%	8.2%	14.9%
北海道	148	11.4%	8.2%	14.8%	143	10.5%	5.3%	14.7%
青森県	29	7.3%	10.3%	9.4%	34	6.9%	6.7%	18.7%
岩手県	38	7.4%	10.7%	24.0%	34	6.1%	9.0%	24.6%
宮城県	54	9.6%	12.3%	9.6%	39	8.6%	7.1%	12.9%
秋田県	22	7.6%	8.0%	6.7%	22	7.4%	5.7%	9.6%
山形県	33	7.3%	9.1%	12.4%	33	6.1%	4.7%	9.9%
福島県	42	8.9%	8.0%	12.8%	39	7.3%	9.8%	14.3%
茨城県	57	10.7%	8.0%	11.2%	51	10.7%	7.8%	21.4%
栃木県	31	10.7%	14.3%	14.7%	33	10.1%	15.0%	13.2%
群馬県	47	9.1%	7.0%	16.6%	40	8.3%	9.0%	3.8%
埼玉県	108	13.3%	12.6%	16.0%	85	13.0%	8.7%	20.7%
千葉県	105	13.5%	10.2%	13.1%	91	11.9%	6.4%	11.9%
東京都	190	14.6%	12.3%	20.7%	165	13.4%	10.6%	17.4%
神奈川県	128	14.6%	11.2%	20.4%	123	14.0%	8.6%	20.0%
新潟県	56	9.3%	7.6%	14.0%	46	8.0%	8.9%	10.8%
富山県	35	8.8%	5.1%	12.3%	33	8.6%	2.9%	13.6%
石川県	28	9.6%	6.6%	14.2%	25	10.8%	5.6%	28.9%
福井県	23	8.4%	3.7%	8.7%	31	7.3%	5.2%	8.6%
山梨県	17	7.4%	8.6%	13.4%	23	8.7%	5.8%	10.9%
長野県	47	8.3%	5.3%	7.0%	44	8.2%	5.1%	9.2%
岐阜県	33	9.3%	12.8%	14.8%	28	10.8%	9.3%	15.0%
静岡県	63	11.7%	4.1%	17.9%	52	8.5%	6.1%	8.5%
愛知県	93	12.8%	8.3%	13.0%	97	12.2%	6.9%	13.1%
三重県	30	10.8%	6.6%	20.0%	35	9.8%	4.9%	18.0%
滋賀県	33	10.9%	5.8%	17.8%	30	10.2%	9.9%	17.4%
京都府	71	12.0%	9.8%	15.8%	73	11.7%	7.2%	13.1%
大阪府	147	14.3%	12.3%	23.5%	132	12.3%	9.2%	16.8%
兵庫県	133	12.8%	12.4%	17.7%	108	11.7%	10.7%	10.0%
奈良県	33	12.3%	7.9%	15.1%	34	10.8%	8.1%	19.5%
和歌山県	26	10.5%	11.2%	23.1%	22	9.7%	8.7%	15.2%
鳥取県	22	7.7%	11.2%	15.8%	16	7.4%	4.7%	7.3%
島根県	25	7.5%	6.6%	8.1%	24	6.5%	4.7%	6.7%
岡山県	70	9.9%	9.2%	14.7%	64	10.2%	7.9%	23.4%
広島県	99	10.1%	10.3%	17.0%	75	8.3%	7.4%	13.8%
山口県	36	10.1%	11.5%	15.6%	44	9.6%	10.4%	15.0%
徳島県	19	5.9%	11.1%	16.4%	21	7.1%	7.5%	3.6%
香川県	23	9.4%	17.1%	22.1%	20	8.5%	14.5%	4.5%
愛媛県	27	10.8%	12.0%	12.1%	22	8.8%	4.7%	14.3%
高知県	29	9.7%	9.8%	17.5%	26	7.8%	5.3%	13.6%
福岡県	106	11.3%	10.4%	15.4%	112	10.2%	8.6%	12.7%
佐賀県	23	8.0%	9.0%	8.8%	22	7.2%	6.3%	13.6%
長崎県	47	11.0%	13.3%	15.8%	38	8.3%	6.3%	9.1%

News Release

報道関係者各位

公益社団法人 日本看護協会 広報部

2023年3月31日

熊本県	84	10.1%	8.3%	19.5%	67	9.2%	9.2%	11.1%
大分県	55	10.8%	11.3%	16.9%	39	9.3%	5.7%	22.4%
宮崎県	23	10.5%	11.0%	16.9%	28	8.1%	9.0%	13.0%
鹿児島県	32	10.0%	9.1%	19.2%	41	9.4%	4.7%	21.1%
沖縄県	33	11.3%	7.7%	11.6%	28	10.9%	7.5%	4.9%
無回答・不明	6	11.8%	0.0%	23.1%	0	-	-	-

※「回答施設数」には正規雇用看護職員離職率算定の基となった数を記載。

5) 総退職者数の増減状況と新型コロナの影響

- 2021年度の総退職者数が前年度より増加した(「とても増加した」「やや増加した」の合計)と回答した病院は約35%で、前年度の調査よりも、約8ポイント増えた(図2)。
- 増加したと回答した場合に、増加に新型コロナウイルス感染症が影響している(「大いに影響している」「やや影響している」の合計)と回答したのは約38%で、昨年度よりも約3ポイント増えており、一定の影響が示唆された(図3)。

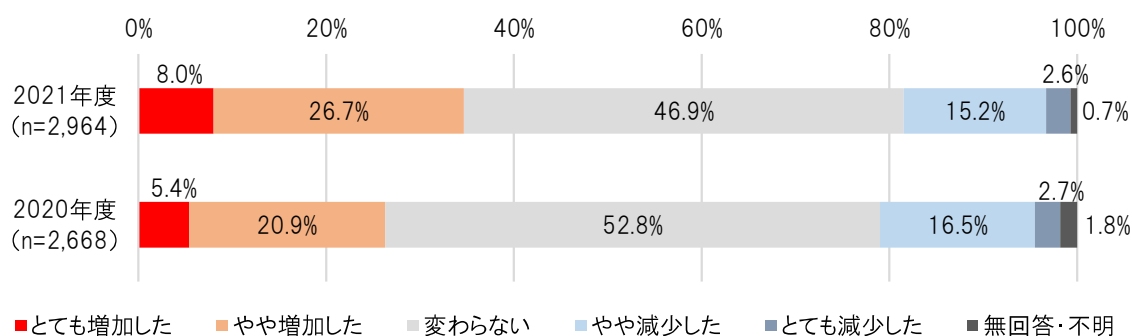


図2 総退職者の増減状況

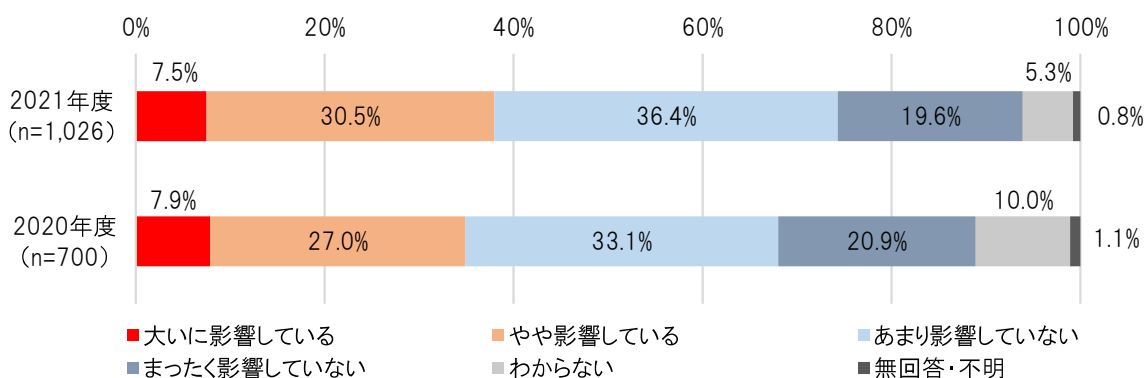


図3 総退職者数が増加した場合の新型コロナの影響

賛 同 書

学校法人 獨協学園 理事長
獨協医科大学 学長
吉田 謙一郎 様

本協会が所在する栃木県では、慢性的な看護師人材不足により、通常時の医療体制を維持していく上でも深刻な状況となっております。

少子高齢化や疾病構造の変化が進む中、活動の領域や看護職に求められる役割はますます拡大しています。そのような状況の中で、栃木県民の方々へより質の高い医療サービスを提供するためには、これまでも増して優秀な看護人材の養成が求められています。

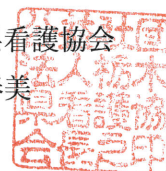
貴学の看護学部におかれましては、平成19年度の創設以来、長年にわたり看護師の養成にご尽力をいただいているところですが、今後更なるお力添えをお願いいたしたく、下記の獨協医科大学看護学部の入学定員増の計画に全面的に賛同いたします。

【計画概要】

名称	獨協医科大学看護学部
内容	看護学部入学定員 95 名から 145 名に定員増
場所	栃木県下都賀郡壬生町北小林 880
時期	令和6年4月1日

令和5年4月20日

公益社団法人 栃木県看護協会
会長 朝野 春美



賛 同 書

令和5年4月25日

学校法人 獨協学園 理事長
獨協医科大学 学長
吉田 謙一郎 様

本病院が所在する栃木県では、看護師・助産師等の人材不足が慢性化し、通常医療体制がひっ迫しており、看護師・助産師不足が一層深刻な状況となっております。

地域住民の方への質の良い医療サービスの提供のためにも、看護師・助産師の養成および派遣をお願い致したく、獨協医科大学看護学部の入学定員増の計画に全面的に賛同致します。

【計画概要】

名称	獨協医科大学看護学部
内容	看護学部入学定員 95 名から 145 名に定員増
場所	栃木県下都賀郡壬生町北小林 880
時期	令和6年4月1日

令和5年4月25日

獨協医科大学病院

病院長 麻生 好正 公印*



賛 同 書

令和5年4月25日

学校法人 獨協学園 理事長
獨協医科大学 学長
吉田 謙一郎 様

本病院が所在する埼玉県では、看護師・助産師等の人材不足が慢性化し、通常医療体制がひっ迫しており、看護師・助産師不足が一層深刻な状況となっております。

地域住民の方への質の良い医療サービスの提供のためにも、看護師・助産師の養成および派遣をお願い致したく、獨協医科大学看護学部の入学定員増の計画に全面的に賛同致します。

【計画概要】

名称	獨協医科大学看護学部
内容	看護学部入学定員 95 名から 145 名に定員増
場所	栃木県下都賀郡壬生町北小林 880
時期	令和 6 年 4 月 1 日

令和5年4月25日

獨協医科大学病院埼玉医療センター
病院長 奥田 泰久 公印*



賛 同 書

令和5年4月25日

学校法人 獨協学園 理事長
獨協医科大学 学長
吉田 謙一郎 様

本協会が所在する栃木県では、看護師の人材不足が慢性化し、通常医療体制がひっ迫しており、看護人材不足が一層深刻な状況となっております。

地域住民の方への質の良い医療サービスの提供のためにも、看護人材の養成および派遣をお願い致したく、獨協医科大学看護学部の入学定員増の計画に全面的に賛同致します。

【計画概要】

名称	獨協医科大学看護学部
内容	看護学部入学定員 95 名から 145 名に定員増
場所	栃木県下都賀郡壬生町北小林 880
時期	令和6年4月1日

令和5年4月25日

獨協医科大学病院日光医療センター
病院長 安 隆則



看護師課程履修モデル

黒字:必修 青:選択

区分	領域	1年次				2年次				3年次				4年次				卒業要件		
		1S	単位	2S	単位	3S	単位	4S	単位	5S	単位	6S	単位	7S	単位	8S	単位	選択	領域	合計
基盤科目	科学文	哲学	1	生命倫理学	1					宗教学	1					芸術	1	2単位以上 2単位以上 2単位以上 1単位以上(※印は選択必修科目)	3・4年生でそれぞれ1単位以上	必修9単位+選択12単位=21単位
		文学	1	壬生の歴史と文化	1															
		ジェンダーとセクシュアリティ	1																	
	科学自然	化学	1	人間工学	1					地球環境論	1			天文と気象	1					
		生物学	1	生活環境論	1															
	科学社会	ボランティア論	1	日本国憲法と人権	2	国際社会の動向(5セメ)	1			社会学	1			異文化理解	1					
		スポーツと健康	2	人間と歴史	1															
	アカデミックスキル	コミュニケーション英語	1	医療英語	1	中国語 ※	1	実践英語(6セメ)	1	情報技術の進歩と医療	1			アカデミック英語	1					
		教育原論	2	統計学	1	韓国語 ※	1													
		情報リテラシー	2	アカデミックスキル応用	1	フランス語 ※	1													
		アカデミックスキル基礎	1			ドイツ語 ※	1													
	専門基盤科目	健康	人体の構造I	2	人体の機能I	2	病態治療内科学	2	保健医療福祉行政論	2	リハビリテーション論	1	疫学・保健統計	1						
人体の構造II			1	人体の機能II	1	病態治療外科学	2	臨床心理学	1	補完代替療法	1									
発達心理学			2	生化学	1	薬理学	1	東洋医学	1	学校保健と産業保健	2									
				微生物学	1	臨床検査	1	放射線と看護	1	周産期医学	1									
				病理学	1	臨床栄養学	1													
				公衆衛生学	1	社会保障論	1													
看護		看護学原論	2	診断-治療援助論	2	フィジカルアセスメント	2	急性期看護学	1	急性期看護方法論	2									
		看護人間関係論	2	成人看護学	1	看護過程展開論	2	慢性期看護学	1	慢性期看護方法論	2									
		日常生活援助論	2	高齢者看護学	1	母性看護学	1	精神看護学	1	精神看護方法論	2									
						小児看護学	1	母性看護方法論	2	医療安全	1									
						在宅看護学	1	小児看護方法論	2	家族看護学	1									
						公衆衛生看護学	1	在宅看護方法論	2	感染看護学	1									
専門科目	実践	コミュニティヘルスインテナーンシップ	1	看護学基礎実習	1			日常生活援助実習	2		急性期看護学実習	2	課題探究実習	2		4単位以上	必修30単位+選択4単位=34単位			
								高齢者看護学実習	2		慢性期看護学実習	2								
								多職種連携実習	1		母性看護学実習	2								
								小児看護学保健実習	1		小児看護学医療実習	1								
										在宅看護学実習	2									
										精神看護学実習	2									
										看護統合実習	2									
	発展	キャリアデザイン		1	キャリアデザイン演習		1	看護研究方法論	1	看護理論	1	卒業研究ゼミナール	1	キャリア発達論	1					
										クリティカルケア論	1	卒業研究		2						
										臨床推論	1	国際看護学	1	看護教育	1					
											看護管理	1	遺伝看護学	1						
													看護と政策	1						

看護師・保健師教育課程履修モデル

黒字:必修 青:選択 ■選択必修 茶:自由選択科目(保健師課程必修)

区分	領域	1年次				2年次				3年次				4年次				卒業要件		
		1S	単位	2S	単位	3S	単位	4S	単位	5S	単位	6S	単位	7S	単位	8S	単位	選択	領域	合計
基盤科目	科学文	哲学	1	生命倫理学	1					宗教学	1					芸術	1	2 以上	必修 9 単位 + 選 択 1 2 単位 = 2 1 単位	1 3 0 単位 以上
		文学	1	壬生の歴史と文化	1															
		ジェンダーとセクシュアリティ	1																	
	科自然	化学	1	人間工学	1					地球環境論	1			天文と気象	1			2 以上		
		生物学	1	生活環境論	1															
	科社会	ボランティア論	1	■日本国憲法と人権	2	国際社会の動向(5セメ)	1			社会学	1			異文化理解	1			2 以上		
		■スポーツと健康	2	人間と歴史	1															
	アカデミック	コミュニケーション英語	1	医療英語	1	中国語 ※	1	実践英語(6セメ)	1	情報技術の進歩と医療	1			アカデミック英語	1			1 以上 (※印は 選 択 必 修 1 科 目)		
		教育原論	2	統計学	1	韓国語 ※	1													
		情報リテラシー	2	アカデミックスキル応用	1	フランス語 ※	1													
		アカデミックスキル基礎	1			ドイツ語 ※	1													
	専門基盤科目	健康	人体の構造 I	2	人体の機能 I	2	病態治療内科学	2	保健医療福祉行政論	2	リハビリテーション論	1	■疫学・保健統計	1				(看護 から 3 単位 以上)		
人体の構造 II			1	人体の機能 II	1	病態治療外科学	2	臨床心理学	1	補完代替療法	1									
発達心理学			2	生化学	1	薬理学	1	東洋医学	1	■学校保健と産業保健	2									
				微生物学	1	臨床検査	1	放射線と看護	1	周産期医学	1									
				病理学	1	臨床栄養学	1													
				公衆衛生学	1	社会保障論	1													
看護		看護学原論	2	診断-治療援助論	2	フィジカルアセスメント	2	急性期看護学	1	急性期看護学方法論	2									
		看護人間関係論	2	成人看護学	1	看護過程展開論	2	慢性期看護学	1	慢性期看護学方法論	2									
		日常生活援助論	2	高齢者看護学	1	母性看護学	1	精神看護学	1	精神看護学方法論	2									
						小児看護学	1	母性看護学方法論	2	医療安全	1									
						在宅看護学	1	小児看護学方法論	2	家族看護学	1									
						公衆衛生看護学	1	在宅看護学方法論	2	感染看護学	1									
						高齢者看護学方法論	2	公衆衛生看護学方法論	2	■災害看護学	1									
								看護倫理	1	がん看護学	1									
								国際看護学演習(6セメ)	1	エンドオブライフケア論	1									
								女性の基礎科学	1	助産学概論	1									
										産褥期助産診断・技術学	1									
										新生児・乳幼児期助産診断・技術学	1									
専門科目	実践	コミュニティヘルスインターンシップ	1	看護学基礎実習	1			日常生活援助実習	2	急性期看護学実習	2	課題探究実習	2				4 単位 以上	必修 3 0 単位 + 選 択 4 単位 = 3 4 単位	1 3 0 単位 以上	
								高齢者看護学実習	2	慢性期看護学実習	2									
								多職種連携実習	1	母性看護学実習	2									
								小児看護学保健実習	1	小児看護学医療実習	1									
										在宅看護学実習	2									
	発展	キャリアデザイン		1	キャリアデザイン演習	1	看護研究方法論	1	看護理論	1	卒業研究ゼミナール	1	キャリア発達論	1						
									クリティカルケア論	1	卒業研究			2						
									臨床推論	1	国際看護学	1	看護教育	1						
										看護管理	1	看護と政策	1							
														1						
自由選択科目 (保健師課程 必修)									地域保健実習	1	公衆衛生看護展開論	2			自由選択 6単位					
												公衆衛生看護学実習	3							

看護師・助産師教育課程履修モデル

黒字:必修 青:選択 ■:選択必修 ピンク:自由選択科目(助産師課程必修)

区分	領域	1年次		2年次		3年次		4年次		卒業要件											
		1S	単位	2S	単位	3S	単位	4S	単位	5S	単位	6S	単位	7S	単位	8S	単位	選択	領域	合計	
基盤科目	科学文	哲学	1	生命倫理学	1					宗教学	1					芸術	1	2 以上	必修 9 単位 + 選択 1 2 単位 = 2 1 単位	1 4 2 単位 以上	
		文学	1	壬生の歴史と文化	1																2 以上
		ジェンダーとセクシュアリティ	1																		
	科自然	化学	1	人間工学	1					地球環境論	1			天文と気象	1			2 以上			
		生物学	1	生活環境論	1																
	科社会	ボランティア論	1	日本国憲法と人権	2	国際社会の動向(5セメ)	1			社会学	1			異文化理解	1			2 以上			
		スポーツと健康	2	人間と歴史	1																
	アカデミック	コミュニケーション英語	1	医療英語	1	中国語 ※	1	実践英語(6セメ)	1	情報技術の進歩と医療	1			アカデミック英語	1			1 単位 (※印は いずれか1科目 選択必修)			
		教育原論	2	統計学	1	韓国語 ※	1														
		情報リテラシー	2	アカデミックスキル応用	1	フランス語 ※	1														
		アカデミックスキル基礎	1			ドイツ語 ※	1														
	専門基盤科目	健康	人体の構造 I	2	人体の機能 I	2	病態治療内科学	2	保健医療福祉行政論	2	リハビリテーション論	1	疫学・保健統計	1							(看護 から 3 単位 以上)
人体の構造 II			1	人体の機能 II	1	病態治療外科学	2	臨床心理学	1	補完代替療法	1										
発達心理学			2	生化学	1	薬理学	1	東洋医学	1	学校保健と産業保健	2										
				微生物学	1	臨床検査	1	放射線と看護	1	■周産期医学	1										
				病理学	1	臨床栄養学	1														
				公衆衛生学	1	社会保障論	1														
看護		看護学原論	2	診断-治療援助論	2	フィジカルアセスメント	2	急性期看護学	1	急性期看護学方法論	2										
		看護人間関係論	2	成人看護学	1	看護過程展開論	2	慢性期看護学	1	慢性期看護学方法論	2										
		日常生活援助論	2	高齢者看護学	1	母性看護学	1	精神看護学	1	精神看護学方法論	2										
						小児看護学	1	母性看護学方法論	2	医療安全	1										
						在宅看護学	1	小児看護学方法論	2	家族看護学	1										
						公衆衛生看護学	1	在宅看護学方法論	2	感染看護学	1										
						高齢者看護学方法論	2	公衆衛生看護学方法論	2	災害看護学	1										
								看護倫理	1	がん看護学	1										
								国際看護学演習(6セメ)	1	エンドオブライフケア論	1										
								■女性の基礎科学	1	■助産学概論	1										
										■産褥期助産診断・技術学	1										
										■新生児・乳幼児期助産診断・技術学	1										
専門科目	実践	コミュニティヘルスインテグレーション	1	看護学基礎実習	1		日常生活援助実習	2		急性期看護学実習	2	課題探究実習	2				4 単位 以上				
							高齢者看護学実習	2		慢性期看護学実習	2										
							多職種連携実習	1		母性看護学実習	2										
							小児看護学保健実習	1		小児看護学医療実習	1										
										在宅看護学実習	2										
	発展	キャリアデザイン		1	キャリアデザイン演習		1	看護研究方法論	1	看護理論	1	卒業研究ゼミナール	1	キャリア発達論	1						
										クリティカルケア論	1	卒業研究		2							
										臨床推論	1	国際看護学	1	看護教育	1						
												看護管理	1	遠伝看護学	1						
														看護と政策	1						
自由選択科目 (助産師課程必修)									地域母子保健	1	助産診断・技術学演習	2				自由 選択 18 単位					
									妊娠期助産診断・技術学	1	助産管理	1									
									分娩期助産診断・技術学	1	助産学継続事例実習	1									
									ハイリスク助産診断・技術学	1	助産学実習	9									

看護師・養護教諭(1種)教育課程履修モデル

黒字:必修 青:選択 ■:選択必修 緑:自由選択科目(養護教諭課程必修)

区分	領域	1年次				2年次				3年次				4年次				卒業要件			
		1S	単位	2S	単位	3S	単位	4S	単位	5S	単位	6S	単位	7S	単位	8S	単位	選択	領域	合計	
基盤科目	科学文	哲学	1	生命倫理学	1					宗教学	1					芸術	1	2 以上	必修 9 単位 + 選択 1 2 単位 = 2 1 単位	1 4 1 単位 以上	
		文学	1	壬生の歴史と文化	1																2 以上
		ジェンダーとセクシュアリティ	1																		
	科自然	化学	1	人間工学	1					地球環境論	1			天文と気象	1			2 以上			
		生物学	1	生活環境論	1																
	科社会	ボランティア論	1	■日本国憲法と人権	2	国際社会の動向(5セメ)	1			社会学	1			異文化理解	1			2 以上			
		■スポーツと健康	2	人間と歴史	1																
	アカデミック	コミュニケーション英語	1	医療英語	1	中国語	1	実践英語(6セメ)	1	情報技術の進歩と医療	1			アカデミック英語	1			1 以上			
		教育原論	2	統計学	1	韓国語	1														
		情報リテラシー	2	アカデミックスキル応用	1	フランス語	1														
		アカデミックスキル基礎	1			ドイツ語	1														
	専門基盤科目	健康	人体の構造 I	2	人体の機能 I	2	病態治療内科学	2	保健医療福祉行政論	2	リハビリテーション論	1	■疫学・保健統計	1				(看護 から 3 単位 以上)			必修 6 2 単位 + 選択 7 単位 = 6 9 単位
人体の構造 II			1	人体の機能 II	1	病態治療外科学	2	■臨床心理学	1	補完代替療法	1										
発達心理学			2	生化学	1	薬理学	1	東洋医学	1	■学校保健と産業保健	2										
				微生物学	1	臨床検査	1	放射線と看護	1	周産期医学	1										
				病理学	1	臨床栄養学	1														
				公衆衛生学	1	社会保障論	1														
看護		看護学原論	2	診断-治療援助論	2	フィジカルアセスメント	2	急性期看護学	1	急性期看護学方法論	2										
		看護人間関係論	2	成人看護学	1	看護過程展開論	2	慢性期看護学	1	慢性期看護学方法論	2										
		日常生活援助論	2	高齢者看護学	1	母性看護学	1	精神看護学	1	精神看護学方法論	2										
						小児看護学	1	母性看護学方法論	2	医療安全	1										
						在宅看護学	1	小児看護学方法論	2	家族看護学	1										
						公衆衛生看護学	1	在宅看護学方法論	2	■感染看護学	1										
						高齢者看護学方法論	2	公衆衛生看護学方法論	2	災害看護学	1										
								看護倫理	1	がん看護学	1										
								国際看護学演習(6セメ)	1	エンドオブライフケア論	1										
								女性の基礎科学	1	助産学概論	1										
										産褥期助産診断・技術学	1										
										新生児・乳幼児期助産診断・技術学	1										
専門科目	実践	コミュニティヘルスインターンシップ	1	看護学基礎実習	1		日常生活援助実習	2		急性期看護学実習	2	課題探究実習	2				4 単位 以上	必修 3 0 単位 + 選択 4 単位 = 3 4 単位	1 4 1 単位 以上		
						高齢者看護学実習	2		慢性期看護学実習	2											
						多職種連携実習	1		母性看護学実習	2											
						小児看護学保健実習	1		小児看護学医療実習	1											
									在宅看護学実習	2											
	発展	キャリアデザイン		1	キャリアデザイン演習	1	看護研究方法論	1	看護理論	1	卒業研究ゼミナール	1	キャリア発達論	1							
									クリティカルケア論	1	卒業研究		2								
									臨床推論	1	国際看護学	1	看護教育	1							
										看護管理	1	看護と政策	1								
自由選択科目 (養護教諭課程 必修) (★選択)	教職概論	1	生徒指導論	1				道徳・特別活動・総合的学習指導論	2	教育方法論	2	養護実習	5	教職実践演習	2		自由 選択 17 単位	1 4 1 単位 以上			
	教育制度論	1	教育相談論	1				特別支援教育概論	1	★教職総合演習	1										
	教育課程論	1																			

獨協医科大学就業規則

昭和49年4月1日
制定

改正	昭和55年4月1日	昭和59年4月1日
	昭和61年4月1日	昭和63年4月1日
	平成6年4月1日	平成11年4月1日
	平成14年4月1日	平成22年6月30日
	平成31年1月1日	平成31年4月1日

前文

第1章 総則

第2章 人事

第1節 採用

第2節 異動

第3節 休職及び復職

第4節 退職

第5節 解雇

第3章 服務規律

第4章 勤務

第1節 勤務時間及び休憩時間

第2節 時間外及び休日勤務

第3節 遅刻、早退、欠勤

第4節 休日及び休暇

第5章 給与、賞与、退職金

第6章 出張

第7章 福利厚生

第8章 表彰

第9章 懲戒

第10章 研修

第11章 災害補償

第12章 安全衛生

第13章 改正

附則

この規則は、獨協医科大学（以下「本学」という。）の使命を達成し、社会に貢献するため、大学の秩序を維持し、業務の円滑な運営をはかり、大学の永遠の発展と職員の労働条件の維持向上のために定めたものである。

この規則の運営に当たっては、大学は職員の人格を、職員は大学の方針をお互いに尊重し、日常誠意をもってこの規則を守らなければならない。

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、本学に勤務する職員の就業に関する基本的事項を規定することを目的とする。

2 この規則に規定のない事項については、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

（職員の定義）

第2条 この規則において職員とは、第2章第1節に定める採用手続きを経て、本学の業務に従事する専任者及び嘱託（週5日以上勤務）の者をいう。

2 パートタイム職員については、別に定める。

（職員の職制）

第3条 職員の職制は、別に定める。

（適用範囲及び一部適用除外者）

第4条 この規則は、第1章第2条に定める職員に適用する。ただし、次の各号の職員については、それぞれに該当する事項に関する各条を適用しない。

- (1) 教育職員及び労働基準法第41条第2号に定める監督若しくは管理の地位にある職員にあっては勤務時間、休憩及び休日に関する各条
- (2) 監視又は断続的業務に従事する者にあつては、勤務時間、休憩及び休日に関する各条
(疑義の解釈)

第5条 この規則について疑義を生じたときは、その都度学長が決定する。

第2章 人事

第1節 採用

(選考)

第6条 職員の採用は、原則として、所定の選考手続きを経てこれを決定する。

(選考のための提出書類)

第7条 本学への就職希望者に対しては、次の書類を提出させる。ただし、その一部を省略することがある。

- (1) 履歴書(所定様式)
- (2) 上半身無帽写真(3か月以内の撮影)
- (3) 最終学校卒業・修了(見込)証明書及び学業成績証明書
- (4) 業務に関連する免許・資格・認定証等の写
- (5) 健康診断書(所定様式)
- (6) その他本学が指定する書類

(選考方法)

第8条 前条の書類を提出した者に対し、書類選考を行いその結果により次の選考を行う。ただし、その一部を省略することがある。

- (1) 筆記試験
- (2) 面接試験
- (3) 技能、適性検査
- (4) その他本学が必要と認めたもの

(選考適格者の提出書類)

第9条 選考の結果、適格と認められた者は、採用の日から10日以内に次の書類を提出しなければならない。ただし、その一部を省略することがある。

- (1) 誓約書(所定様式)
- (2) 身元保証書(所定様式)
- (3) 前勤務先の所得税源泉徴収票
- (4) 所得税、扶養家族に関する申告書
- (5) 住居届(所定様式)
- (6) 住民票記載事項証明書
- (7) その他本学が必要と認めた書類

2 前項の手続きを怠った場合は、採用をしないことがある。

(雇用契約の成立)

第10条 雇用契約は、採用決定の通知を受けた本人が、本学の指定する期日に勤務場所に出頭し、所定の手続きを終了した日をもって成立する。

(試用期間)

第11条 新たに採用した者については、採用の日から6か月間を試用期間とする。

- 2 試用期間中に本人の能力、勤務成績その他により本学職員として不適格と認めた場合は雇用契約を解除する。
- 3 試用期間は本学が特に必要と認めた場合には、これを変更することがある。
- 4 試用期間は勤続年数に加算する。

(職務と勤務場所の決定)

第12条 職員の職務の種類、勤務場所は学長が決定する。なお業務の都合により、他の職場の業務を応援させることがある。

第2節 異動

(異動)

第13条 学長は、業務の都合により、職員の勤務場所、職務、職位の変更、長期の出張並びに出向駐在を命ずることがある。

- 2 職員が異動を命ぜられた場合は、発令の日から10日以内に異動先へ着任しなければならない。
- 3 異動を命ぜられた職員は、速やかに後任者にその業務を引継がなければならない。
- 4 本条に基づく赴任旅費等は別に定める赴任旅費規程による。

第3節 休職及び復職

(休職)

第14条 職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として休職を命ずる。

- (1) 国又は地方公共団体の議会の議員等の公職についたとき。
 - (2) 長期にわたり学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事するため、学長の許可を得たとき。
 - (3) 業務外の傷病により出勤不能の状態が勤続3年未満の者は3か月、勤続3年以上の者は6か月に及び、なお回復の見込がないとき。
 - (4) 削除
 - (5) 刑事事件に関し起訴されたとき。
 - (6) 別に定める育児休業等に関する規程により育児休業を申請したとき。
 - (7) 別に定める介護休業等に関する規程により介護休業を認められたとき。
 - (8) その他所属長が休職を特に必要と認め、学長の許可を得たとき。
- 2 前項第3号に規定する欠勤の計算にあたっては、休日を通算するものとする。
- 3 第1項第3号の欠勤が引き続き1か月を超えた後出勤した職員が、出勤期間が3か月に満たない間に、同一と判断される事由により再び欠勤を始めたときは、前の欠勤期間を通算する。

(休職の期間)

第15条 前条の休職期間は、次のとおりとし、休職と同時に予告する。

- (1) 前条第1項第1号、第2号の場合は学長の認める期間
- (2) 前条第1項第3号の場合は、次の限度内でその都度学長が定める期間
 - イ 結核性疾患の場合は最高 2か年間
 - ロ 普通疾患の場合は最高 1か年間なお、限度期間に達する前に出勤した職員が、出勤期間が1年に満たない間に、同一と判断される事由により再び休む場合は休職とし、前の休職期間を通算し、本号の期間を限度とする。
- (3) 前条第1項第5号の場合は、1年以内
- (4) 前条第1項第6号、第7号の場合は、別に定める規程による期間
- (5) 前条第1項第8号の場合は事情によりその都度、学長が定める期間

(休職の開始日)

第16条 休職の開始日は、休職事由の発生した次の日を起算日とする。

(休職者の身分)

第17条 休職を命ぜられた者は、次のとおり扱う。

- (1) 休職は在職のままとし、勤務年数に算入しない。ただし、第14条第1項第1号に基づく休職の場合は原則として、勤続年数に算入する。
- (2) 役職者が休職となったときは、その役をとく。
- (3) 休職者の給与は別に定める給与規程による。

(復職)

第18条 休職期間満了若しくは休職事由の消滅を学長が認めたときは、原則として復職させる。ただし、第14条第1項第5号の休職者で復職を命ぜられないとき及び同条第1項第3号の休職者で休職期間中に傷病が治癒しないときは退職とする。

- 2 復職者の配属は、学長が新たに決定する。

第4節 退職

(退職)

第19条 職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、雇用契約を解消し退職とする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 定年に達したとき。
- (3) 退職を願い出て、承認されたとき。
- (4) 雇用期間の定めがある雇用については、その雇用期間が満了したとき。
- (5) 休職期間が満了し、復職を命ぜられないとき。
- (6) 労働基準法第81条により打切補償を行ったとき。

(退職願の提出)

第20条 職員が、前条第3号により退職をしようとするときは、すくなくとも1か月前までに退職事由、退職日その他を明記した退職願を所属長を経て学長に提出しなければならない。

2 退職が承認された場合は、退職日までに所属長の指定する者に対し確実に業務の引継ぎをしなければならない。

(貸与品の返納)

第21条 職員が、退職又は解雇されたときは、ネームカード、日本私立学校振興・共済事業団の私立学校教職員共済加入者証及び貸与品等を返納しなければならない。

(定年)

第22条 職員は、別に定める者を除き満65歳に達した日（年齢計算に関する法律により4月1日生まれの者についてはその前日）の当該年度末を以って定年とする。ただし、学長において特に必要と認められた者については、一定期間退職を延長することができる。

(定年延長者の身分)

第23条 前条ただし書の場合の定年延長者の身分その他については、別に定める。

第5節 解雇

(解雇)

第24条 職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、30日前に予告するか、又は平均賃金の30日以上を支給して即時解雇する。ただし、懲戒解雇又は天災地変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合において、行政官庁の認定を受けたときには予告手当は支給しない。

- (1) 本規則に定める懲戒解雇事由に該当するとき。
- (2) 精神若しくは、身体に障害があるか、又は虚弱、老すい、疾患のため職務に堪えないと認められたとき。
- (3) 出勤状況不良の者また技能熟達の見込のない者
- (4) 引続き無届欠勤14日以上に及ぶ者
- (5) 業務の整理又は機構の縮小その他やむを得ない事由によって剰員となったとき。
- (6) その他前各号に準ずる程度の事由があるとき。

2 前項は、休職中の職員にも適用する。

第3章 服務規律

(一般服務規律)

第25条 職員は、本学の方針に則り、業務上の指揮命令に従い、本学の業務に勤勉かつ忠実に専念し、互いに協力して学内の秩序を維持するために次の事項を守らなければならない。

- (1) 常に健康に留意し礼儀を正しく、明朗で誠実な態度をもって業務に従事しなければならない。
- (2) 職場を常に清潔にし、かつ整頓し、盗難火災の防止及び安全衛生事項の実施に努めなければならない。
- (3) 自己の業務は、これを正確かつ迅速に処理し、常にその能率化を図らなければならない。
- (4) 正当な理由なく欠勤、遅刻、早退してはならない。
- (5) 上長の業務上の命令に従い越権専断にわたる行為をしてはならない。
- (6) 本学の諸規則を守り業務命令に従わなければならない。
- (7) 勤務時間中、業務のため以外は、みだりに離席してはならない。
- (8) 他の職員の業務を妨げたり、上長に故意に反抗したりしてはならない。ただし、意見を述べることができる。
- (9) 業務に関してみだりにもてなしを受け、又は金品その他を受けたり、借用してはならない。

- (10) 私事に関する金銭取引等に本学の名称を用いてはならない。
 - (11) ハラスメントと判断されるような行為をしてはならない。
 - (12) 職場においては、みだりに私的な目的で電話・インターネットの使用や電子メールなどの送受信をしてはならない。
 - (13) 本学の設備、機械器具その他の備品を大切にし、物品、資材、動力、電気、燃料等を合理的に使用し、これらの節約に努めなければならない。
 - (14) その他、前各号に準じる程度の規律を維持するよう心掛けなければならない。
- (信用及び秘密保持)

第26条 職員は、本学の名誉を毀損してはならない。

- 2 職員は、在職中はもとより、退職後においても職務上知り得た事項（個人情報含む）を漏らしてはならない。ただし、法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に関する事項を発表することについて学長の許可を得た場合はこの限りでない。

(兼業の許可)

第27条 職員は他の機関、学校法人、会社等の役員若しくは使用人となる、又は他の業務等に従事する場合、予め所属長を経て学長の許可を得なければならない。

(学内の秩序保持)

第28条 本学の校内及び施設内では、次の秩序を守らなければならない。

- (1) 学内の秩序を乱して特定の政党及び政治団体、あるいは特定の宗教及び宗教団体を他の職員に支持せしめ、又は反対させる目的で活動してはならない。
- (2) 学内における演説、集会、貼紙、放送、掲示その他これに類する行為は、所定の手続きを経て、許可を得た上でなければすることができない。

(非常の場合の出勤義務)

第29条 職員は、本学又はその付近に火災、天災、地変その他の異変があるときは、勤務時間外といえども出勤して応急の措置を講じなければならない。

(氏名その他変更の届出)

第30条 職員は、次の各号のいずれかに変更が生じた場合、その都度速やかに所属長を経て学長に届出なければならない。

- (1) 氏名
- (2) 住所及び通勤方法等
- (3) 慶弔・扶養関係等
- (4) 学歴・学位
- (5) 身元保証人
- (6) 業務に関連する免許・資格・認定証等
- (7) その他本学が必要と認めた事項

(本学の損害に対する弁償)

第31条 職員が、故意又は重大な過失により、本学に対して損害を与えたときは、本学はその損害の一部又は全部の弁償を請求することがある。

第4章 勤務

第1節 勤務時間及び休憩時間

(出勤、始業、終業)

第32条 職員は、始業時刻と共に業務を開始し、終業時刻と共に業務を終える。

- 2 職員は、勤務時間を厳守し、出勤及び退勤の際は自らタイム・カード又は出勤簿等に記録しなければならない。

(勤務時間)

第33条 職員の勤務は、通常勤務及び交替勤務とし、勤務時間は、原則として1週間実働40時間とする。

(通常勤務)

第34条 通常勤務の始業、終業時刻及び休憩時間は、次表のとおりとする。

区分	始業時刻	終業時刻	休憩時間
平日	8時50分	17時00分	12時～13時
土曜日	8時50分	14時00分	12時～13時

(交替勤務)

第35条 病棟勤務者の始業、終業時刻及び休憩時間は、次表のとおりとする。

(大学病院)

区分	始業時刻	終業時刻	休憩時間
日勤	8時	16時30分	12時～12時55分
準夜勤	16時	0時30分	20時～20時55分
深夜勤	24時	8時30分	4時～4時55分

(埼玉医療センター)

区分	始業時刻	終業時刻	休憩時間
日勤A	8時30分	20時45分	12時～13時、17時～17時30分
日勤B	8時30分	16時40分	12時～13時
日勤C	12時30分	20時40分	16時～17時
深夜勤	20時30分	8時45分	0時～1時、5時～5時30分

(日光医療センター)

区分	始業時刻	終業時刻	休憩時間
日勤	8時30分	16時50分	12時～12時45分
準夜勤	16時30分	0時50分	20時～20時45分
深夜勤	0時30分	8時50分	4時～4時45分

(時差勤務)

第36条 所属長は、第33条の実働時間の範囲内において、時差勤務を定めることができる。

(監視又は断続勤務者)

第37条 監視又は断続的業務に従事する者の勤務時間については、別に定める。

(教育職員の勤務時間)

第38条 教育職員の勤務時間は、教育及び研究並びに診療に関する職務に必要な時間とし、授業担当時間は別に定める。

2 労使協定で定める前項の教育職員には専門業務型裁量労働制を適用する。

- (1) 前文で定める労働者（以下「裁量労働適用者」という。）が、所定労働日に勤務した場合には、労使協定で定める時間労働をしたものとみなす。
- (2) 裁量労働適用者の始業・終業時刻は、第34条に定める所定就業時刻を基本とするが、業務遂行の必要に応じ、裁量労働適用者の裁量により具体的な時間配分を決定するものとする。
- (3) 裁量労働適用者の休憩時間は、第34条の定めによるが、裁量労働適用者の裁量により時間変更できるものとする。
- (4) 裁量労働適用者の休日は第51条の定めるところによる。
- (5) 裁量労働適用者が、休日又は深夜に労働する場合については、予め所属長の許可を得なければならないものとする。

(勤務時間の変形)

第39条 所属長は業務その他必要がある場合には、4週間を通じて平均1週実働時間40時間を超えない範囲内で勤務時間を変更することができる。なお、変形期間の起算日を毎年4月の第一月曜日とする。

(日直、宿直勤務等)

第40条 職員中指名を受けた者は特別の理由のない限り、別に定める規程に従い宿直、日直勤務又は宅直勤務につかなければならない。

(休憩時間)

- 第41条 第34条及び第35条に規定する休憩時間は、業務上必要がある場合は所属長の指示により他の時間に変更することがある。
- (休憩)
- 第42条 職員は、休憩時間を自由に利用することができる。ただし、外出する場合は、所属長へ届け出るものとする。
- (育児時間)
- 第43条 生後満1か年未満の生児を有する女性職員は、予め申し出により休憩時間の他に勤務時間中1日に付き2回、1回に付き30分の育児時間を受けることができる。ただし、育児は定められた場所で行なわなければならない。また、その時間に対する給与は支給しない。
- 第2節 時間外及び休日勤務
- (時間外及び休日勤務)
- 第44条 業務の都合でやむを得ない場合には、労働基準法第36条の規定による協定をし、これを行政官庁に届け出た範囲内で特定の者に時間外に勤務させ、又は休日に勤務させることがある。休日に勤務させる場合には原則として予め振替休日を定める。なお、災害その他臨時の必要がある場合には行政官庁の許可を受け又は事後に届け出て、時間外又は休日に労働させることができる。
- 2 時間外勤務を行う場合には、その必要性を明示した上で時間外勤務の可否と予定時間について、事前に所属長に申し出、許可を得ることとする。ただし、所属長の不在や突発的な事由のため事前の申し出ができない場合は事後に申し出ることとする。なお、職員が許可を得ず時間外勤務を行った場合においては、原則としてこれを認めないものとする。
- 第45条 削除
- (超過勤務手当)
- 第46条 時間外勤務をさせた場合は、別に定める給与規程により超過勤務手当を支給する。
- 第3節 遅刻、早退、欠勤
- (遅刻、早退、欠勤の手続)
- 第47条 遅刻、早退及び欠勤をしようとする者は、その理由を事前に所定の用紙をもって所属長へ届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由で事前に届け出ることができず遅刻及び欠勤する場合は、直ちに所属長に電話等をもって連絡しなければならない。
- 2 病気欠勤が、日曜日を除いて引続き6日を超える場合は、届出の際医師の診断書を添付しなければならない。
- (遅刻)
- 第48条 所定の始業時刻より遅れて始業した場合は、遅刻として取り扱う。ただし、通勤途上において公共交通機関の事故等により遅れた場合は、その証明若しくは所属長の認定があれば、遅刻として取り扱わない。
- (遅刻、早退の取扱い)
- 第49条 遅刻、早退の回数は4回を以って、1日の欠勤とみなす。またその通計が5時間を超える場合は、1日の欠勤とする。
- 2 欠勤の通算期間は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。
- (有給休暇振替制限)
- 第50条 前条の欠勤は、残存有給休暇にこれを振替えることはできない。
- 第4節 休日及び休暇
- (休日)
- 第51条 職員の休日は、次のとおりとする。
- (1) 日曜、国民の祝日に関する法律に規定する休日、本学創立記念日(4月23日)
- (2) 年末年始(12月29日より1月3日まで)
- (3) その他本学が必要と認めた臨時休日
- 2 業務の都合により前項の休日を他に振替えることがある。
- (年次有給休暇)
- 第52条 勤続1年以上の職員が年間継続勤務し、全就業日の80%以上出勤した場合は、継続又は分割して次の年次有給休暇を与える。

勤務年次	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目以降
休暇日数	12日	14日	16日	18日	20日

- 2 上記の年次有給休暇に残日数を生じた場合は、次年度に限りこれを繰越すことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、新たに採用された者の年次有給休暇は次のとおりとし、これらの者は同年度末をもって勤続1年とみなす。

採用された月	4～9月	10～11月	12～1月	2～3月
休暇日数	10日	3日	2日	1日

- 4 採用の日から1か月未満の者には、年次有給休暇は与えない。
- 5 年次有給休暇の計算期間は4月1日から3月31日までとする。
- 6 前年度の出勤率が80%未満50%以上の場合は、所定日数の2分の1とし、50%未満の場合は与えない。
- 7 年次有給休暇の請求は、原則として事前に所定の様式により所属長へ届出なければならない。ただし、第47条ただし書により欠勤し、出勤後速やかに所定の届け出をしたものに限り、本人の申し出があった場合には、年次有給休暇日数の範囲内においてこれを年次有給休暇として取扱うことができる。
- 8 所属長は、請求された時期に有給休暇を与えることが業務の正常な運営に妨げのある場合には、他の日に変更することがある。
- 9 第1項の勤続年次に応じた年次有給休暇に加え、フレックス休暇として5日間の年次有給休暇を与える。ただし、下記のいずれかに該当するものは除く。
- (1) 毎年7月1日以降の採用者
- (2) 契約勤務時間が1日4時間以下の者
- (3) 契約勤務日数が週5日未満の者
- 10 上記のフレックス休暇については、次年度への繰越しはできない。

(特別休暇)

第53条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、第52条に定める年次有給休暇のほか、特別休暇を受けることができる。ただし、次の各号のうち、第1号から第4号については無給とする。

(1) 出産休暇

医師又は助産師の証明書を添えて本人より請求があった場合は、産前6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）、産後8週間の出産休暇を与える。出産予定日より遅れて出産した場合、医師又は助産師の証明書を添えて請求したときは、6週間を超えた日数についても出産休暇として取り扱う。

(2) 子の看護休暇（別に定める育児休業規程による）…1年度で5日（2人以上であれば10日）

(3) 介護休暇（別に定める介護休業規程による）…1年度で5日（2人以上であれば10日）

(4) 生理休暇

生理日の就業が著しく困難な日数

(5) 公務休暇

公民としての権利を行使し、又は学長が承認した公の職務を執行するために必要な日数

(6) 婚姻休暇

本人の婚姻…7日

子女の婚姻…3日

(7) 忌中休暇

イ 実養継父母及び配偶者の喪に服するとき…7日

ただし、旅行を要する場合は往復2日を限度とし旅行日数を加算する。

ロ 子女の喪に服するとき…5日

ハ 祖父母、兄弟姉妹及び配偶者の父母の喪に服するとき…3日

ニ その他三親等以内の血族、二親等以内の姻族の喪に服するとき…1日

(8) 妻が出産するとき…4日

(9) 公傷病休暇

業務上の負傷又は疾病に罹ったときは医師の認定する治療期間を与える。

(10) 感染症休暇

感染症法により勤務することが禁止された場合はその期間を与える。

(11) 天災地変その他これに類する災害に罹った場合、又はこれにより交通遮断等により出勤が不可能となった場合は、学長がその都度必要と認めた期間

(12) その他学長が認めた場合、その認めた期間

2 職員が特別休暇を受けようとするときは、事前に予定日数を所定用紙をもって、所属長へ届出なければならない。また所属長は業務に支障がある場合は、その日を他の日に変更することができる。

第5章 給与、賞与、退職金

(給与、賞与、退職金)

第54条 職員の給与、賞与及び退職金は別に定める給与規程により支給する。

第6章 出張

(出張)

第55条 本学の業務上、必要あるときは職員に出張を命ずる。

2 出張を命ぜられた者は、別段の指示をした場合のほか、所定の勤務時間を勤務したものとみなす。

3 出張に関する旅費その他については、別に定める出張旅費規程による。

第7章 福利厚生

(福利厚生)

第56条 職員及び職員の家族は、本学の福利厚生施設の一部を利用することができる。

2 各施設の利用に関しては、それぞれの規定による。

3 職員の慶弔見舞金等については、別に定める獨協学園慶弔見舞金内規による。

第8章 表彰

(表彰)

第57条 職員が次の各号のいずれかに該当し、他の職員の模範となると認められたときは、その都度審査の上、これを表彰する。

(1) 永年勤続し、成績優秀である者

(2) 出勤状況が良好で積極的に業務を遂行し、成績が著しく優れている者

(3) 業務上極めて有益な研究又は、工夫考案をした者

(4) 災害を未然に防止し、また災害の際、特に功労があった者

(5) 社会的功績をあげ、本学の名誉とするに十分な行為があった者

(6) その他前各号に準ずる篤行功労のあった者

(表彰の方法)

第58条 表彰の方法は次の各号の1つ又は2つ以上を併せて行う。

(1) 賞状の授与

(2) 賞品・記念品の授与

(3) 特別昇給又は昇格

(4) その他

2 表彰の細則については別に定める。

第9章 懲戒

(懲戒)

第59条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には懲戒の処分をすることができる。

(1) 就業規則及びその他本学の諸規則に違反した者

(2) 正当な理由がなくて無断欠勤の多い者

(3) 素行不良にして本学の職員たるにふさわしくない者

(4) 学内の秩序風紀を乱した者（ハラスメント行為を含む）

(5) 本学の金品を横領した者、又は許可なく、本学の物品を持ち出し、あるいは持ち出そうとした者

(6) 火気の取り扱いを疎漏にし、又はみだりに焚火などをした者

- (7) 重大な過失又は怠慢により、本学の建物又は備付器物を毀損した者
- (8) 刑法に抵触する行為をした者
- (9) 業務上の過失、怠慢又は監督の不行届により、火災、傷害盗難その他重大なる事故を発生させた者
- (10) 他人に暴行、脅迫を加え又は他人の業務を妨げる行為のあった者
- (11) 正当の理由なく、職務上の指示命令に反抗し、職場の秩序を乱した者
- (12) 重要な経歴又は、住所氏名を詐称し、雇用された者
- (13) 本学の承認を得ずに在籍のまま、他に雇入れられた者
- (14) 法令により禁錮以上の刑に処せられた者
- (15) 本学の内外を問わず、不法又は不正な行為を行った者（研究助成金等の不適切使用を含む）
- (16) 飲酒運転及び著しい速度超過違反等の悪質な交通法規違反をした者
- (17) 故意又は重大な過失により職務上の秘密を洩らした者
- (18) その他前各号に準ずる行為を行った者

（懲戒の種類及び内容）

第60条 懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。ただし、役付を付与されている者については、降格を併科することがある。

- (1) 譴責…将来を戒め始末書を提出させる。
 - (2) 減給…始末書を取り、給与の一部を減額する。ただし、1か月を通じて減額の総額は、1か月平均賃金の10分の1を超えることはない。
 - (3) 出勤停止…始末書を取り、1か月以内出勤を停止し、その期間中の給与を支給しない。
 - (4) 諭旨退職…退職願を提出するよう勧告して、退職せしめ退職金は支給する。ただし、退職願を提出しないときは、懲戒解雇とし、退職金は支給しない。
 - (5) 懲戒解雇…即時解雇して退職金は支給しない。
- 2 懲戒に該当する行為があった者に対しては、その処分決定前においても自宅謹慎を命ずることがある。

（懲戒委員会）

第61条 懲戒を行う場合は、懲戒委員会を設けて審査し、かつ本人に陳弁の機会を与える。

- 2 懲戒委員会については、別に定める。

第10章 研修

（研修）

第62条 本学は、職員の業務知識と能率の増進、服務規律並びに安全衛生の徹底を主とする研修を行う。

- 2 職員は、本学の行う研修を進んで受けなければならない。またお互いに協力して、本学の業務並びに自己の業務に関する知識を高め、服務規律並びに安全衛生の徹底に努めなければならない。
- 3 職員は、学外での研修に参加した場合、その研修内容を共有する為、必要に応じて報告書や復命書等を所属長へ提出しなければならない。

第11章 災害補償

（災害補償の種類）

第63条 職員の業務上の事由による負傷、疾病、死亡については、次の補償を行う。

- (1) 療養補償
労働基準法第75条の規定により、その者の療養に要する費用の全額を補償する。
- (2) 休業補償
休業補償については、別に定める給与規程により支給する。
- (3) 遺族補償
職員が業務上死亡した場合には、遺族又は、本人死亡当時その収入によって生計を維持していた者に対し、平均賃金の1,000日分を支給する。
- (4) 障害補償
療養後、身体に障害が残った場合、その障害の程度に応じ、平均賃金により、法の定める等級額を支給する。
- (5) 葬祭料

葬祭を行う者に対し、平均賃金の60日分を支給する。

(6) 打切補償

療養補償を受ける者が、療養開始後3年を経過しても、負傷又は、疾病がなおらない場合は、平均賃金の1,200日分の打切補償を行い、以後はこの章に定める補償は行わない。

2 前項の補償は同一の事由によって、労働者災害補償保険法その他の法令に基づく給付が受けられる場合は、その限度においてこれを適用しない。

(分割の補償)

第64条 障害補償及び遺族補償は、これを受くべき者の同意ある場合は、労働基準法第82条の定める手続きにより、6年にわたり分割補償をすることができる。

(休業補償及び障害補償の例外)

第65条 業務上の傷病の原因が本人の故意又は、重大な過失によることについて、行政官庁の認定を受けた場合はこれを行わない。

(補償を受ける権利)

第66条 補償を受ける権利は、職員の退職によって変更されることはない。

(審査及び仲裁)

第67条 業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して異議ある者は、行政官庁に対して審査又は事件の仲裁を申し立てることができる。

(見舞金又は弔慰金)

第68条 業務上の災害の場合は本章の規定によって補償するほか、見舞金又は弔慰金を支給する。その取扱いについては別に定める獨協学園慶弔見舞金内規による。

第12章 安全衛生

(安全確保)

第69条 安全管理者及び各職場の責任者は、職員の安全並びに災害防止上必要な措置をなし、危険な作業に従事する者には、予め必要な知識を与える。職員はその指示に従い、災害防止に努めなければならない。

2 火災等、非常災害その他業務上の危険発生を発見し、又はその危険を予知したときは、直ちに臨機の措置をとり、速やかに上長に報告し、安全管理者の指示を受けなければならない。

(衛生指導)

第70条 衛生管理者及び各職場の責任者は、職員の保健衛生上、万全の措置をなし、その指導をすすめる。職員はその指示に従いかつ積極的に努力しなければならない。

(健康診断及び予防注射)

第71条 職員は採用の際及び採用後、毎年1回以上の健康診断を受けなければならない。

2 前項のほか職員の全部又は一部に対し予防注射を行うことがある。

(健康要保護者)

第72条 次の各号の一つに該当する者は健康要保護者として、勤務制限、作業転換、治療その他保健衛生上必要な措置を受けなければならない。

- (1) ツベルクリン反応陽性転化後1年以内の者
- (2) 疾病にかかり、身体虚弱で一定の保護を要する者
- (3) 妊産婦
- (4) その他法令及び衛生管理者が必要と認める者

(危険有害作業の勤務制限)

第73条 満18歳未満の者及び妊産婦は危険作業、重労働又は、衛生上有害な業務に勤務させることはない。

(病者の勤務禁止)

第74条 感染症の疾患、精神障害又は、労働により病勢を増悪するおそれのある者は、その疾病を治療し他の職員に危害を及ぼすおそれのなくなるまで勤務してはならない。

(感染症の届出)

第75条 職員は同居の家族、同居人又は近隣者が感染症にかかり、又はその疑いがあるときは、直ちにその旨所属長に届け出て、衛生管理者の指示を受けなければならない。

(その他)

第76条 職員は学内の整理整頓に努めるとともに、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 動力、電気、ガスその他、水道等を使用のまま放置してはならない。
- (2) 業務に不適当な服装で勤務してはならない。
- (3) 明示された危険有害な場所及び炊事場等、出入を禁じた場所に係員のほか、許可なくみだりに入ってはならない。
- (4) 作業能率及び非常の際のため、整理整頓を旨とし、特に通路、非常口、消火設備のある場所等には物等を置いてはならない。
- (5) 火気及び危険物を粗略に取り扱ったり、みだりに焚火したり、歩行中は勿論、所定の場所以外で喫煙してはならない。
- (6) その他作業に関する注意を守らなければならない。

第13章 改正

(変更)

第77条 この規則に変更の必要が生じたときは、職員の過半数を代表する者の意見を徴し、その都度、理事長が決定する。

附 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年 規程第18号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年 規程第22号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年 規程第17号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年 規程第15号)

1 この規則は、平成22年6月30日から施行する。

2 この規則の第14条第1項第6号に係る育児休業規程は、平成17年4月1日から改正施行されている。(平成17年 規程第53号)

3 この規則の第14条第1項第7号に係る介護休業規程は、平成17年4月1日から改正施行されている。(平成17年 規程第54号)

4 この規則の第22条に規定する別に定める者について、看護職員の定年及び再採用に関する内規は平成18年4月1日から制定施行されている。(平成18年 内規第2号)

附 則 (平成30年 規程第206号)

1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。

2 この規則の第14条第1項第6号に係る育児休業規程は、平成22年6月30日から改正施行されている。(平成22年 規程第13号)

3 この規則の第14条第1項第7号に係る介護休業規程は、平成22年6月30日から改正施行されている。(平成22年 規程第14号)

4 この規則の第14条第1項第6号に係る育児休業規程は、平成29年1月1日から改正施行されている。(平成28年 規程第81号)

5 この規則の第14条第1項第7号に係る介護休業規程は、平成29年1月1日から改正施行されている。(平成28年 規程第82号)

6 この規則の第14条第1項第6号に係る育児休業規程は、平成29年10月1日から改正施行されている。(平成29年 規程第49号)

附 則（令和元年 規程第30号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

獨協医科大学 看護学部(助産師養成所)

専門科目に係る 100 点程度の機械器具、標本、模型の名称及び数を記載した書類

	品名	数量
1	分娩台	2
2	分娩介助用機械器具一式	3
3	分娩介助用リネン一式	3
4	器械台	3
5	点滴用スタンド(アトム I.V ガートル台 S)	3
6	助産演習モデルファントム (妊婦内診シミュレータ・分娩介助シミュレータ・会陰裂傷縫合モデル)	3
7	妊婦腹部触診モデル人形 (妊婦腹部触診シミュレータ)	1
8	産褥子宮触診モデル (産褥子宮触診シミュレータ)	1
9	新生児人工蘇生人形・新生児気管内挿管訓練人形 (NCPR モデル)	1
10	超音波診断装置 * 胎児超音波診断ファントム “SPACE FAN-ST” * 教育用小型エコーFST9500 (コンベック) * 教育用小型エコーFST9600 (リニア)	1
11	ノートパソコン	1
12	分娩監視装置シミュレータ-II	1
13	インファントウォーマー	1
14	沐浴用トレイ	3
15	沐浴槽	3
16	新生児モデル人形	3
17	新生児用衣類	3
18	トラウベ式桿状聴診器	5
19	ドップラー	2
20	妊娠歴	5
21	診察台(成人用)・椅子	各 2
22	新生児用コット	3
23	保育器	1
24	新生児処置台	1
25	家庭分娩介助用具一式	3
26	家庭訪問指導用具一式	3

27	新生児用体重計	1
28	新生児用身長計	1
29	新生児用聴診器	5
30	メジャー	5
31	骨盤計(ブライスキー・マルチン)	各1
32	児頭計測器	5
33	血圧計	5
34	吸引娩出器	1
35	縫合用具一式(持針器、針など)	3
36	新生児救急蘇生セット一式	1
37	酸素吸入器具(新生児用)	1
38	導尿用具一式(チューブのみ)	5
39	リネン類(シーツ・枕・枕カバー・タオルケット等)	5
40	調乳用具一式	5
41	乳房解剖模型	1
42	骨盤底筋肉模型	1
43	骨盤経線模型	1
44	子宮頸管模型	1
45	骨盤模型 (骨盤模型(婦人正規骨盤模型) (脊柱+骨盤模型)	各1
46	胎児発育順序模型	1
47	受胎調節指導用具一式	3
48	ペッサリー等指導模型	1
49	胎児循環系模型	1
50	児頭付透明骨盤模型	1
51	大型・子宮模型2分割	1
52	新型妊娠子宮経過モデル	1
53	未熟児モデル・超低出生体重児モデル	各1
54	妊婦体験ジャケット	1
55	乳房マッサージ訓練モデル (乳房マッサージモデル CS-1形)	3
56	乳がん教育用視触診モデル	3
57	授乳指導人形	3
58	授乳指導用乳房モデル	3
59	経皮黄疸計	1
60	トコちゃんベルト用妊婦帯Ⅰ、Ⅱ	各1

61	アクティブチェア	1
62	産褥イス	2
63	バイタルサイン NEW ベビー	2
64	レスキューママN	3
65	H1 スツール (アトム) 椅子 1	2
66	キックバケツ (ステンレスバケツ付き)	2
67	ベースン (大)	2
68	ベースン架台	2
69	寝衣一式 (分娩着、産褥用ショーツ)	各 5
70	胎盤計測器 (ステンレス定規 30~35cm)	2
71	パルスオキシメーター(ママ用と赤ちゃん用各 1)	2
72	プラスチック軽量カップ 1000ml	2
73	CPR タイマー	1
74	ストップウォッチ	5
75	ノギス	5
76	吸引分娩用カップ(ソフト M、L、ハード M、L)	各 1
77	膣洗浄用嘴管(A タイプ)	1
78	胎盤鉗子	1
79	膣部鉗子(塚原氏)	1
80	双鉤鉗子	1
81	膣鏡(クスコ S、M、L・桜井子式)	各 1
82	短コッヘル	1
83	持針器	1
84	剪刀(直・両尖)18cm、	1
85	臍帯剪刀(ステンレス製)	1
86	鉗子(分娩用)	1
87	子宮消息子	1
88	子宮ピンセット(無鉤)	1
89	子宮頸管拡張器 (吾妻氏)	1
90	ラミナリア(細・太)、 フジメトロ	各 1
91	膿盆 (小) 200 mm	5
92	円座、クッション	各 1
93	授乳クッション	5
94	搾乳器(手動)	1
95	乳頭保護帛 (ソフト M、L、ハード)	各 5
96	乳頭吸引機	5
97	ブレストシールド	4

98	胎児モデル(布製 ・樹脂製)	各 1
99	子宮モデル (毛糸製)	1
100	会陰モデル (布製)	1
101	カラーユニマット(4枚1組)	1
102	救急カート	1
103	体温計(成人用)	5
104	BBC 小さな命を救え(仮)胎児・新生児の治療の現場から 全3巻 (丸善)	全3巻
105	多職種連携の第一歩(仮) (丸善)	全3巻
106	BBC 産後の心の病 (丸善)	全1巻
107	医療現場における性の多様性 (丸善)	全2巻
108	今日の助産(改訂第4版): マタニティサイクルの助産診断・実践過程 単行本 -北川 眞理子 (編集), 内山 和美 (編集), 生田 克夫 (監修)	2
109	助産師基礎教育テキスト 第1巻～第7巻 ハイリスク妊産褥婦・新生児へのケア 2022年版 単行本	各2
110	新訂第2版 写真でわかる小児看護技術 アドバンス 単行本 - 山元 恵子 (著), 佐々木 祥子 (著)	1
111	助産師のためのフィジカルイグザミネーション—アセスメント力を磨く 単行本 - 2018/2/23 我部山 キヨ子 (著)	1
112	マタニティ診断ガイドブック 第6版 単行本 -日本助産診断実践学会 (著)	1
113	助産学講座 第1巻から第10巻 医学書院	各2
114	日本助産師会 助産業務ガイドライン 最新版	1
115	産婦人科診療ガイドライン 産科編 最新版 監修・著編者日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会	1
116	新出題基準別 助産師国家試験問題	1
117	病気がみえる (vol. 9. 10) 婦人科 産科 医療情報科学研究所	各1
118	産婦人科必修 母体急変時の初期対応 第3版: J-CIMELS 公認講習会ベーシックコーステキスト 単行本 (ソフトカバー) - 日本母体救命システム普及協議会/京都産婦人科救急診療研究会 (著, 編集)	1
119	日本版救急蘇生ガイドライン 2020 に基づく 新生児蘇生法テキスト-第4版 単行本 - 2021/3/28 細野 茂春 (監修)	2